

平成 2 3 年第 2 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

平成23年第2回森町議会定例会12月会議会議録（第2日目）

平成23年12月14日（水曜日）

開議 午前10時00分

休会 午後 4時20分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
議長の諸般報告
- 2 一般質問
- 3 議案第 1号 森町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 5 議案第 3号 町長の給与の特例に関する条例制定について

追加日程

- 1 町有地売り払い等に関する調査特別委員会の設置動議

- 6 議案第 4号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 7 議案第 5号 路線の認定について
- 8 議案第 6号 駒ヶ岳火山砂防工事に伴う町有地売払いについて
- 9 議案第 7号 平成23年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 10 議案第 8号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 9号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第14号 平成23年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第15号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 18 意見書案第1号 看護師・介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護・地域医療の拡充を求める意見書
- 19 意見書案第2号 公契約法の制定を求める意見書
- 20 意見書案第3号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- 21 意見書案第4号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見

書

- 2 2 意見書案第5号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書
- 2 3 意見書案第6号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 2 4 意見書案第7号 消費税率引き上げ・年金改悪に関する意見書
- 2 5 意見書案第8号 泊原子力発電所1・2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書
- 2 6 意見書案第9号 並行在来線の「経営分離」の強行をやめ運行方針の作成を求める意見書
- 2 7 議員の派遣について
- 2 8 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	10番	中村	良実君		11番	小杉	久美子君
	12番	長岡	輝仁君		13番	三浦	浩三君
	14番	東	秀憲君		15番	黒田	勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤	克男君
総務課長	木村	浩二君
総務課参事	佐々木	陽市郎君
出納室長	菊池	一夫君
防災交通課長	久保	康人君
契約管理課長	竹浪	孝義君
企画振興課長	伊藤	昇君
税務課長	泉	一法君
収納管理課長	野田	勝正君
保健福祉課長	佐藤	洋君
保健福祉課参事	金丸	由起子君

住民生活課長	竹	内	明	君
環境課長	横	内	仁	司 君
環境課参事	木	村	哲	二 君
農林課長	山	田	仁	君
水産課長	島	倉	秀	俊 君
商工労働観光課長	金	谷	孝	己 君
建設課長	小	井	田	徹 君
上下水道課長	石	島	則	幸 君
上下水道課技術長	若	松	幸	弘 君
教育長	磯	辺	吉	隆 君
学校教育課長	芳	賀	幸	則 君 (欠席)
社会教育課長	澤	口	幸	男 君
公民館長	片	野		滋 君
体育課長	谷	口	方	規 君
給食センター長	坂	尻	正	純 君
生涯学習課長	中	島	将	尊 君
さくらの園・園長	釣		隆	吉 君
病院事務長	成	田	研	造 君
消防長	山	田	春	一 君
消防署長	松	川	眞	也 君
砂原支所長	輪	島	忠	徳 君
町民サービス課長	清	水	雅	信 君
保健対策課長	川	村	光	夫 君 (欠席)

○出席事務局職員

事務局長	本	間	一	男 君
事務局次長	藤	田	司	志 君
庶務係長	喜	田	和	子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 4 議案第 3 号 町長の給与の特例に関する条例制定について
- 5 町有地売り払い等に関する調査特別委員会の設置動議

- 6 議案第 4号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 7 議案第 5号 路線の認定について
- 8 議案第 6号 駒ヶ岳火山砂防工事に伴う町有地売払いについて
- 9 議案第 7号 平成23年度森町一般会計補正予算(第7号)
- 10 議案第 8号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第 9号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 12 議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 13 議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 14 議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
- 16 議案第14号 平成23年度森町水道事業会計補正予算(第1号)
- 17 議案第15号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 18 意見書案第1号 看護師・介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護・地域医療の拡充を求める意見書
- 19 意見書案第2号 公契約法の制定を求める意見書
- 20 意見書案第3号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- 21 意見書案第4号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書
- 22 意見書案第5号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書
- 23 意見書案第6号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 24 意見書案第7号 消費税率引き上げ・年金改悪に関する意見書
- 25 意見書案第8号 泊原子力発電所1・2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書
- 26 意見書案第9号 並行在来線の「経営分離」の強行をやめ運行方針の作成を求める意見書
- 27 議員の派遣について
- 28 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、黒田勝幸君、1番、菊地康博君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、9、新幹線延伸と功罪について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） おはようございます。新幹線延伸と功罪についてご質問をいたします。

新幹線の札幌までの延伸が大きく前進しようとしております。新函館から札幌間212キロについて、本年度中にも決定する方向で調整に入ったと聞いております。現並行在来線のJR北海道は、開通に合わせて経営が厳しいと判断すれば開業時に在来線を分離することが条件とされます。議会本会議でこの問題を提起しております。延伸後の地域づくりが必要であり、沿線の市町には確実にストロー現象が起きると推測されます。今後の社会状況を勘案するとき、沿線市町によるメリット、デメリットを明確にし、延伸について再検討をすべきと思います。以下、お尋ねいたします。

1つ目、延伸による同意は他の市町と歩調を合わせていくのか。

2つ目、新幹線は都市間交通であり、沿線の市町はストロー現象が起きるが、その対応は。この対応はメリット、デメリットを含めて考えるべきと思います。

3つ目、現在並行在来線を北海道貨物が使用しているが、共存策はないのか。

4つ目、地域住民の足、通学、病院、通勤等は鉄路なのかバスなのか。

以上の4点についてお願いをいたします。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。それでは、早速中村議員の新幹線

延伸と功罪についてとの質問にお答えさせていただきます。

北海道新幹線の札幌延伸については、中村議員から平成21年9月議会の一般質問で新幹線と並行在来線の対応についてご質問があり、北海道全体としてこの新幹線が（仮称）新函館から札幌延伸が必要なかどうか、また森町としてこの新函館から札幌までの延伸が必要なかどうかという検討をすべきではないかと思うわけですと答弁しております。また、町長一人の責任のもとで検討をするのではなくして、議会にかけてほしい、議員の意見を聞いてほしいとのご質問にも私も全くそのとおりでと思います、これは私一人では判断できかねる大きな問題だと答弁したと記憶しております。その後、北海道新幹線の札幌延伸についてはお話をする機会がなかったわけですが、私のほうから北海道知事に対して質問し、さらに知事と面談をさせていただきまして、北海道新幹線のメリット、デメリットについて理解したところであります。去る11月17日には、北海道新幹線渡島沿線自治体首長会議が開催され、整備新幹線の未着工区間の建設についての状況、北海道新幹線の札幌延伸と並行在来線対策にかかわる北海道の基本的な考え方の説明を受け、11月28日に北海道新幹線交通企画局へ北海道新幹線札幌延伸、経営分離について内諾という形で同意を伝えました。ただし、これは決定ではなく今後において議員の皆様と協議をしながら最終判断をさせていただきたいと思っております。

続きまして、各ご質問にお答えさせていただきます。1点目の延伸による同意は他市町と歩調を合わせていくのかとのご質問ですが、先ほど述べましたとおり議員の皆様と協議をさせていただき判断をしたいと考えております。

2点目の新幹線は都市間交通であり、沿線市町はストロー現象が起きるが、その対策はとのご質問ですが、現実的に森町は北海道新幹線のルートから外れておりますが、（仮称）新函館駅が平成27年に開業予定であり、道外からの入り込み客が増加することも考えられますので、森町として食と観光の資源をPRしながら逆ストローできるまちづくりを進めていかなければならないと考えております。一方で、札幌一極集中も懸念されますが、道南市町と地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えます。

3点目の現在並行在来線を北海道貨物は使用しているが、共存策はないのかとのご質問ですが、このことについては現在不透明な状況にあります。

4点目の地域住民の足は鉄道かバスかとのご質問ですが、先ほどお話しさせていただきましたとおり議員の皆様と協議させていただき、その上で北海道新幹線札幌延伸の判断をしてからの検討事項であると思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（中村良実君） まず最初に、第1点目です。町長は、1点目の問題について、私は他の市町村と歩調を合わせるのかということについては、それには全然触れませんでした。町長の考え方として述べておりました。私は、ちょっと残念だなと思うところがあります。それは、1点目については2年前の9月の議会ではかなりお話をしているのです。

町長の考え方も言っております。12月1日の新聞を見ますと、町長はこう言っているのです。森町の佐藤克男町長も30日、経営分離を受け入れる方針を明らかにしたとあるのです。既に道に伝えているという、このように出ています。さらに、町長は2009年の9月の町議会で道南として札幌延伸が必要なかどうかを検討すべきだと言っているのです。今のお話ですと、よく解釈すれば沿線の15市町のそうした立場を考えながら、また北海道の大きな飛躍のためには必要なのかなという判断だと、私はそう新聞記事では見ておりました。だけれども、2年前の町長の返答はそうではないのです。常に町長の町、森町ということを考えて答弁しているのです。しかも、2年間でもって一度もこれは議会にかかっていないのです。町長からこれ検討したい、そして返事をしなければならぬからこうしよう、話し合いしようというのは一度も提案もされていない。それには議会も落ち度はありますよ。それを要求しなかったから。それは認めます。だけれども、町長は9月の時点で議会と約束したのです。議会と約束したということは、町民と約束したということですから、それも一度もその対話がなかったということ、なくて2年間きて今そういう返事をするということ自体、私は議会が愚弄されているのだと、そう思います。もっと私は言葉がけ、検討する余地があったであろうと、このように考えております。それについてどう考えるか。

さらに、町長、12月1日の新聞、これ見ますと新幹線並行在来線の分離についての沿線自治体の意向として、森町は既にマルなのです、マル。同意しますよということですね、マルということは。これを撤回することができるのかどうか。もう既にこれ走っているのです。町長がよしと言ったと。15の中で10町の市町はもう既にマルなのです。その中の一つ、森町もマルなのです。今町長が答弁したみたいに、さらに検討しますとできるかどうか。私はできないと思うのです。できないとすれば、国は本年度中に着工はしないのです。新聞を見ればそうなっています。だから、森町のマルというのは、これがマルではなくて三角またはバッテンにできるのかどうかという問題もあります。私はできないと判断するのです。それ仮にやったとすれば、町長はこうも言っているのです。もし森町がだめだよと、9月の時点、2年前の。バッテンだとすれば、やれないとすれば、これは北海道の発展のためにはよくないであろうと、そんなことも言っているのです。そういうことを考えますと、町長はこれはマルからバッテン、三角にするということは私は不可能であろうと、そのように思っております。それについてご答弁をお願いいたします。

それから、2問目、この2問目については、私が言っているのはストロー現象の問題です。ストロー現象と私は言っているのですが、ストロー現象については今町長は余りそれに触れなかったと、私はそう思っているのです。町長の発想は、私はすばらしいと思うのです、ストロー現象について。何がすばらしいかという、この間の高速道路、あのとき町長はごあいさつしています。そのときに、皆さんはストロー現象が起きるでしょうと解釈するであろうと。だけれども、私はそれを逆手にとりたいと。逆のストロー現象を起こしたいと言っているのです。だけれども、町長、このときに町長はさすがだと私は思い

ました。このときストロー現象のやつを例を出して言っているのです。ストロー現象と、これは長野県だったと思ったな。長野県の小諸市なのです。そのときにこう言った。まず1つは函館について、函館がストロー状態になるということは当然思われますと言っているのです。これだけでも今函館は反対なのです。特に経済界が反対していますよね。それらも町長は事前に知っているはずなのです。にもかかわらず、森町がマルにしたというのは、函館と森との信頼関係の問題も私はあると思うのです。そういうことには全然配慮をしていない。小諸市の場合、こうも言う。町長、すごいのですよ。私の友人に長野県小諸で商売をしている人がおりますと。彼に私は1度電話で聞いてみました。そうしましたら、完全にストロー状態、町は完全にシャッター通りになりましたと町長は答えているのです。人口は減るわ、そして商売の機運はだんだんと悪くなっている、会社の数も少なくなっている、これは人口よりも会社の数が少なくなっているのが非常に著しく出ておりました。函館がその状態に私はなろうと思っておりますとあるのです。だから、町長の考え方は、これは間違いでないと思うのです、私。ストロー現象は起きるよと。だけれども、そのときはストロー現象を逆手にとるよということは一言も言っていない。どこでそういうふうになったのかわからないですけども、高速道路のときにはそう言葉を使っているのです。だから、新幹線であった場合にその逆のストロー現象が町長は起きると思いますか。私は、ストロー現象は起きる、起きるけれども逆のストロー現象は起きないと判断しているのです。それについてもお答えをお願いをいたしたい。

それから、次の北海道貨物です。町長もご存じのように、現在函館本線走っています。函館本線のこの2本のレールを今使っているのは客車、お客さん、人間を乗せる列車と貨物を運ぶ列車と2つに分かれていますね。分かれているのですよ。町長、前のときに私言っているのですが、現在どのぐらいの利用があるのかということは、これはきっと町長も調べているのではないかなと思います。調べておりませんか、町長。これは、担当課に言うとすぐ出る問題だと私は思っています。ただ、2年前と現在では本数が減っているのです。客車にしても、それから特急にしても、貨物にしても減っているのです。貨物の場合は景気に左右されますから、その減る、増えるというのは余り参考にならないと思います。しかも、私のうちの前、2本の函館本線走っています。見ていますと、貨物、景気のいい悪いがわかるのです、我々素人も。なぜわかるかということ、貨物列車の長さが違うのです。景気が悪くなると貨物列車の長さは変わります。短くなります。それだけ荷物が動かないということなのです、上りも下りも。そして、貨物は減っているのです。これは、現在40本なのです。2本減っているのです。前は42本だったのです、21年のときは。減っていると。それから、普通列車、これ大事なのです。これは大事なのです、我々の足ですから。森から函館までどのぐらいの人が利用しているか。森から函館まで、町長、現在上り14本ですよ、普通列車が14本。これは砂原線も入ります。それから、下りが12本なのです。1日の乗車する人数は約138名なのです。森に帰ってくる人方133名なのですが、いづれにしても同じ数なのです。これだけの人が利用しているのです。大事な足なのです。

しかも、砂原から砂原線を利用している方は、仮にバスを使った場合、砂原から真つすぐ函館に行けないのです、バスだけで。森の人方はバスで行きますよね。現実的に、ではバスが何本運行しているのかと。これも調べたのが私は持っているのですが、現在のところバスは森から函館、函館から森、往復なのですが、これで10本なのです。そして、1日の利用者が100人前後なのです。砂原方面、6本走っています、バスが。利用しているのは約180人いるのです。これは、砂原の場合にはやっぱりバスというのは大事な足なのです。278号線から乗ったほうが駅の遠いところまで行って乗るよりも便利だからこれを使っているのです。こういうこと等を考えますと、私はこの貨物が仮に、当初の計画では10年だけれども、現在は政府の予算の関係で15年もしくは25年になろうとしているのです、工事区間。そうしますと、私は大変なことになるなと思うのはJR貨物、北海道貨物は線路を使いますよと。仮に森がいやいや、そうでなくして鉄道でなければだめと。これは五稜郭、木古内間と同じです。鉄道でなければだめと言ったときに、私は考えられないことではない。だけれども、もう既に骨格が固まっているのです、町長がオーケーとマルを出したから。これは、そうはいかないであろうと思うのだけれども、これは折衝する余地があるかと。それでなかったら大変ですよ、これ。しかも、その線路が廃線になるわけではないのです。きちっと残るのです、貨物は。しかも、五稜郭から本州に行く貨物は残るのです、あと4年後に新幹線が走っても……4年でないね。15年に……4年後ですね。4年後に東京に走る新幹線が行ったとしても残るのです。そういうことを考えれば、私はJR貨物、北海道貨物と共存共栄を考えるべきであろうと。そして、森には鉄道を残すというのが鉄則ではないでしょうかね。そう思います。これについてお答えください。

それから、住民の足の確保、今たまたま一緒になってしまったのですが、これ町長、本当に大事なのです。この鉄道を残すか残さないかによって、森町の繁栄に影響があるかと私は思っています。だから、町長、これはしっかりと考えてほしい。ただ、しっかり考える。今私何点か言っているのですが、それも町長、町長が知事等に返答を出した答えがバツェンもしくは三角になるのであれば可能性はあるのです。今のところはないのです。そうすれば、私幾らここで言っても、質問しても何も意味がなさないの。それは、だれが悪いのですか。町長が悪いのですよ。2年間ほうっておいたのですもの。この責任は重大なのです。町長がやると言ったのですから。にもかかわらず、やらないと。どういうことなのですかね。そう私は思います。もしそれが可能であれば、私は時間がない、都合が悪いではなくして真剣に取り組んで真剣に返事をすべきです。

それから、もう一つ、仮に鉄道が残った場合、今新函館から函館まで電化しようという動きですよ。きのう、今日のニュースを見ますと。電化になったときに、我々が残してほしいというこの鉄道の例えば普通列車が、ディーゼルの列車がそのまま走るということが可能であるのかどうか。これは可能でないことはないと思うのですが、現実的に千歳線なんかはそういうふうには走っているわけですから、そういうこと等も含めてお答えをいただきたいと思います。

○町長（佐藤克男君） それでは、中村議員の質問にお答えさせていただきます。

延伸による同意は、他市町との歩調も合わせてやるのかと。もちろんこれは、ほかの市町とも考えて話し合いをしていかなければいけないと思います。その中で、当然森町では今再三中村議員が言うようにこれは内諾ということです。決定は3月です。ですから、その3月の時点でもし森町の総意として議会も、そして私もこれはやるべきではないと、同意するべきではないということになった場合には、もちろんそれは私は道のほうに内諾はしたけれども、これは私も反対しますと、これは言います。ただ、今は内諾があるかどうかということです。今現在の私の判断では、新幹線が札幌まで行くことが北海道の発展につながり、それがひいては森町の発展にもつながると、私はそのように判断しております。森町の発展にもつながると、そのようにも考えております。その中で、また先ほども言いましたように年が明けたら道庁から新幹線の担当の方に来ていただいて、全員協議会等で説明をしていただき、またそれについて私も一緒に話を聞いて、その中で議会の皆さんのお話をトータル的に聞いて、その中で私がそれは判断すると。これは大変あれですけども、議会の決議とかそういうことではなくて町長の判断することでございますけれども、一応議会の皆さんのお話をよく聞いて、その中で私が判断して、そしてこれは結論として出そうと。ですから、私がその時点で3月の道に答えるときの私の考えとして、これは森町としてはやるべきではないと。例えば在来線の経営分離については反対だということであれば、それはその時点で私はきっちり話をさせていただくと、そのように考えております。

それと、議会を愚弄したということなのですが、私は愚弄はしておりません。これは、私はこの間、普通の町ではやっております。知事に直接手紙を書き、そして知事もそれに対して文書ではなくて会ってお話をしましょうということで私は知事に会っていろんな質問をしてまいりました。ストロー現象についても、またこの地域の在来線のことについても知事にしっかりと話を聞きました。その前に2度道の新幹線の担当の方、責任者の方も私のところに来ていますが、私は質問をしてもどうも合点がいかないと、それが私の新幹線に対する非常にこれは大丈夫なのかなということを懸念して、そしてこれは中村議員から質問のときにも私はそういう話ししました。もちろん小諸市のお話もしました。友人に聞きました。私はその中で思ったのは、この町の……これは1番目の質問として、延伸については当然他の市町とも歩調を合わせる考えもありますし、また我が町として独自の判断もすることを考えているということです。ですから、再度お話し申し上げますけれども、今の段階では内諾でございます。決議のときに私は森町としては、それは在来線について経営分離に反対だと、議会がそう思い、そして私もそう思ったときにはその旨を伝えます。また、議会が反対だけれども、私なりの考えで私はこれはは在来線、経営分離でもいいと思った場合には、これは私の判断でさせていただきます。

それと、2番目の質問で、だから森町としてマル・バツできるかどうかということですが、これは3月の時点ではっきりとした結論を道のほうに申し上げると、そのよう

に思っております。

3番目のストロー現象ですけれども、これは函館、私はストロー現象になると、あの時点では完全にそう思っておりました。しかし、その後函館は、日本で一番行ってみたいところはどこかというところが函館が1番になりました。今年は函館は2番になりましたけれども、それほど函館というのは魅力のある町でございます。そういう意味において、私はこれをストロー現象を起こさせない努力を函館市がすれば、そうすれば私はこのストロー現象ではなくて逆ストローが起きるだろうと、そのように思っております。これは函館市のことですから、私がつべこべ言う判断でもありません。そして、もう一つは北海道の発展は私は函館の発展にもつながると、そのように思っております。今現在は思っております。そして、森町としても私はこの新幹線が来ることによって、何もしなければそのままストローされるでしょう。しかし、努力をすれば、いろんなことをやってみれば私はストローされるのではなくて逆ストローできると、今はその自信がございます。この3年間、森町のすばらしさ、そして森町に人を呼んでくれる、そういうものについては私の中ではほぼこの3年でこれはできるということで今自信を持ってございます。もちろん小諸市もいろんな努力をされたのでしようけれども、私は努力が足りなかったのではないのかなと、そのように思っております。

4番目の貨物、これは北海道貨物ではなくてJR貨物ですね。JR貨物です。ですから、これは北海道貨物と分かれています。JR全体での、日本全体での貨物でございます。これは、当然この貨物は使います。ただ、先ほど議員がおっしゃられました五稜郭から青森までこの貨物で行くと。これについては、多分そのあれはなかろうかと思えます。そして、新幹線の上に貨物を載せて、そして福島かどこかで、あの辺でそれをまた貨車に載せるという構想を考えているようでございます。ですから、せいぜい木古内かその辺までは貨物は行くかもしれません。トンネルの中は貨物を走らせない予定だというふうに私は聞いております。貨物は当然残ります。しかし、その貨物が残るからどうのこうのということで私は思っているわけではなくて、さっき鉄道かバスかというようなことをご心配なさっておられるようすけれども、これはどんなにあれしても鉄道がなくなるということはありません。在来線は、必ずこれは残ります。これは、そうしなければ住民が本当に困ってしまいます。もちろんこれは残すために今いろんな方法を考えているわけです。知事に言われたのは、町長、この在来線については、小樽から函館までの在来線については、これをもし経営分離するにしても10年から15年はかかるのですよと。その間にいろんな知恵を絞りましょうよと。鉄道は当然我々は残すという大前提のもとにいろんな方法を考えていけば、必ず私は生きる道はあると思えますよということで、この10年、15年の間にももちろん私たちがそれについては考えていきますし、これから先の我々の後輩たちも残すことを前提に私は考えていくことだと。今この時点で10年、15年後のことを考えて、そして結論づける、またはこれが心配だからこれに反対だというようなことについては、私はこれは違うのではないかなと。やはりこれから考えていけば、この鉄道を有効な交通手段として私

は残すべきだろうと。

また、貨物が減っているということでございます。これは、貨物は減ってこれからも減ると思います。やはり貨物自動車で運んだほうが便利がいいわけです。1回駅に置いて、それからまた貨物ということではなくて、貨物自動車ならばドア・ツー・ドアで物を運び、物流ができるわけですから、これからもこの貨物は私は減っていくだろうというふうに思っております。

それと、私は去年あたりから考えて、今までこの北海道に新幹線がなかった、これについては非常に残念なことだったのだなということがわかってきました。九州でももう20年以上前からございます。先日、私は秋田へ行きましたけれども、秋田にも新幹線がございます。そういう意味で、この北海道に新幹線がないというのは、私は非常に残念なことであり、北海道の経済を非常に鈍化させているのもこの新幹線が今の日本の場合、新幹線がないということは非常に経済繁栄を損ねていると、そのように思います。また、高速道路が先月26日に森まで開通しましたけれども、私は本来ならば函館から札幌までがこの高速道路、一番最初にやらなければいけない仕事だったにもかかわらず、今になっても北海道の玄関口函館に高速道路がないというのは非常に残念なことであり、経済の鈍化を招いたものだと、私はそのように思っております。ちょうど九州であれば、福岡から熊本や鹿児島の方に高速道路が延びて福岡と北九州との間が高速道路がないということと私は全く同じだと、そのように思います。ですから、そういう意味において、私はこの新幹線が来ることによって北海道の経済の活性化、それからもろもろの影響が大きくなるだろうと。そのかわり、何もしなければ当然ストロー現象は起きると。でも、やり方次第によっては逆ストローを大いに考えられるというふうに、そのように今は判断おります。

いずれにしても、先ほどのまとめとして年が明けたら北海道から関係の方に来ていただいて、新幹線の関係の方に来ていただいて全員協議会を開いて、そこでまた細かい質問等も議会のほうからしていただいて、そこでいろんなことを物色して、そして私はこの問題の解決に向けていくべきだと、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○10番（中村良実君） 最後の質問に町長なります。町長、町長は今いろいろと答弁をしてくださいました。我々のわからないことも答弁をしてくださいます、なるほどなど、そう思いました。

まず、その中でも1、2、3で質問するよりもできることならば一括でいきたいと、私はそう思うのですが、町長はすごく大事なことを言いましたね。これは聞き捨てならないことを言っているのです。町長はそういう気持ちで言わなかったかもしれないけれども、我々町民としては、議員としてはすごく大事なことを言っているのです。それは、町長はこう言っているのです、今。知事と面談して対話をしましたと。そのとき知事は町長に対して、町長、15年も20年も先の話ですよと。三セクになるということについてですよ。そ

う知事が言ったと言っているのですよ、今。道民をばかにしていませんか。その裏を返してみなさい。裏を返せば、その時期になったら私たちはいないよという意味ですよ。そう思いませんか。私はそのように解釈しました、今。すごくこれ大きな問題です。もし町長がマルを出したそのときに、恐らくは口頭でないと私は思っているのです。恐らくは文書で出しているはずなのです。公文書で出している。それは、道としては口頭でなんか受けないと思います。大きな問題ですもの。年内に着工できるかできないか大きな問題を口頭でもって、はい、いいですよ、はい、三角、バッテンだよと、そういう行政同士のやりとりはないと私は判断するのです。だから、町長、もし町長がそれだったら何も公にしたっていいよというのだったら、その文書を見せてほしい。そうすると、その文書を見れば本当にマルから三角にできるのかどうかということを私は判断できると思います。町長はできると言っているのですから。すごくこれは、私は知事の言葉としては軽過ぎるし、道町民をないがしろにしているなど。10年も15年も先、もう我々はいないのだと、だから後の人方やればいいのしょうという、端的に言いますとそういうことなのです、言っているということは。だから、これはすごく大事な言葉。これについて、答弁は要らないのかな。知事がそう言ったというのですから、もう町長が答弁する何物もないと思います。ですから、そのように私はとらえております。もしマルから三角にできる説明会をやるのだとすれば、来たときに道の方に聞きます。

それから、町長、町長は歩調をやっぱり合わせざるを得ないであろうというニュアンスで物を言っていますね。そういう考え方は町長の胸の中にあるのです。そうしますと、これからマルが三角になるということはありません。何回も言いますが、あり得ないのです。町長がそう思っているのですから、根っこは。そして、町長はこれから話し合いをされて、もし町民がそういう望みであれば、それは三角にもバッテンにもなりますよということを行っているのです。ただ、何回も私言うけれども、それはあり得ないこと。森町の町長が1回返答したことについては、しかも今すごく大きな問題なのです、これ。その中でもって町長、私はあり得ないと。町民の皆さんにまたこんなことを言う自体は間違いかもしれません。でも、私が言うのではなくして町長がそう言わせているのです。だから、私はあり得ないであろうと、そう思います。

それから、町長はようやく今出てきましたね、言葉。逆ストロー現象を起こすのだという言葉。私、あり得ないと思います。これは高速道路よりも難しいですよ、逆ストローを起こすとしたら。仮に三セクで、1段下がって三セクになったときに特急は走りますか。走らないですよ。もう既に長万部から千歳線経由でもって札幌に行く、その案で動いているわけですから、ここの函館本線の森町を通った特急というのはゼロになります。40本がゼロになります。それで逆ストローが起きるかといったら、私は起きない。

町長は、こうも言っているのです。町長一人の責任のもとにおいて決定するのではなくと言っているのですよ、2年前の議会で。でなく議会を通じて、そして議会の承認を得てそういうものに賛否をするべきではないでしょうかと言っているのです。私も全くそのと

おりだと思えます。私一人では判断のできない大きな問題だと町長は言っているのです、2年前のときに。にもかかわらず、答えを出しているのです。町長は、締め言葉としてそのぐらい大きな問題ですよと言っているのです。そのときは、町長は真剣に私は考えてくれたと思えます。でも、そうでないのですね、今は。今はそうでないと私は思っております。

それから、町長は愚弄はしていないと、そうおっしゃいましたけれども、私はこの2年前の議事録から見ますと完全に議会は愚弄されているなど、このように思っております。町長の本音はそうでないかもしれませんが、受けとめ方としては私はそうであろうと。議員の皆さん方はそうきつと思っておりますよ、私は。

それから、町長、進むことは、これはきつと私はもうだめだと思っております。何回言ったって、何回もくどいようだけれども、マルから三角、バッテンにはならないと思っております。町長が今マルの答えを出しているわけですから、これが道の担当課の人が来て説明したとしても、それは三角だとかバッテンにはならないであろうと、私はそのように解釈しています。そのぐらい重要な大事なことを町長は返答したのですから、町長の責任のもとで。町長は、議会の総意を話し合いしても最後は町長の判断ですと言っているのですから、町長はその最後の判断をしたのですよ。沿線市町村と歩調を合わせて、森町も北海道発展のためにはいたし方ないであろうと、いい言葉で言えば。きつとそうだと思いますよ、町長。ですから、もうそれはできないのかなと。だとすれば、すこぶる残念です。だとすれば、町長は完全に2年前のこの議会で答弁されたこと、これに対して議会に対しては愚弄した、そのように私は思っております。

それから、今言ったことの中で町長、JR貨物、この貨物の線は残るのですか。この前のときも私言っているのですけれども、なぜ残るかといいますと、荷物もあるのですけれども、砂原線も残るのです。それ何かというと大事なのです、砂原の線というのは。何かといいますと、貨物の場合は函館本線を走れないのです。要するに我々が言う駒ヶ岳周りは上りがきつくて走れないの、貨物は。貨物は現在の20本全部、上りは砂原線を走っているのです。下りは全部駒ヶ岳周りで来ているのです。だから、これはなくなる。町長、だからそれと貨物と協議をして、これ第三セクターになっていくわけですから、落ちれば。負担金の問題がありますから、それらを考えたときには私はもう一度これは考えていくべきであると、このように思っております。

以上、お答えをお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） それでは、中村議員の質問にお答えしたいと思います。

10年、15年の後になるから今すぐ結論を出すことはないでしょうということについて、今中村議員は道民を、そして森町町民をばかにしていると、自分たちはいなくなるから勝手にしろという、そういうことなのだろうと。非常に私は悪意に物をとっていると。10年、15年したら人口はどうなるのですか。経済状況、そういうものがどうなるのですか。これがわからない、まだ判断できない状況の中で、今結論を出さなくてももう少し時間をかけな

がら、そしてその時に合わせた物の判断をすればいいのではないですかという非常に建設的な意見を知事は言ってくれたのです。そういう悪意にとっては私はいけないと思います。私も経済人だったのです。ですから、私はその意味はよくわかりました。今10年、15年後の北海道の人口のこと、それからまた交通網、そういうものもいろんなことを勘案していったときに、どうなるかわかりません。例えば後志地方で、後志のほうに高速道路が走った場合、これは多分乗降客が激減するかもしれない。また、いろんな問題がこれから出てくるかもしれない。今ここで130人からの函館、森間の人が使っている。これも将来50人になるかもしれない。今はわかりません。そういうことも考えながらこの第三セクター、または第三セクターになるかどうかもわかりません。そうなった場合のことを考えて、そして考えていきましょうよというのが知事の非常に建設的な私は意見だというふうに考えました。ですから、こんな道民をばかにしているとか、そんな小さな物の考え方は非常に高所に立った私はお考え方だなということで判断しました。

そして、公文書があるのかどうかということです。こんなのを答えるのに、公文書がなければそんなもの答えられないだろうということです。私は内諾と言ったのですよ、中村議員。公文書なんかありません。これは国交大臣から知事、経営分離は大丈夫ですねと、経営分離の件について在来線の方たちはよろしいですねという電話が入る。ここも公文書ではないです。文書ではないのです。入ったときに知事は、一応内諾をいただいていますということをするために来ているのです。そういう意味での内諾なのです。ですから、文書はもちろん出していません。だから、先ほどから私が何度か言っているでしょう。この件については、場合によっては3月、多分3月になると思いますけれども、そのときに森町として私もこれは理解できないと、これは了解できないということだった場合は、私はノーと言います。ノーと言えないというよりも私は言いますよ。ほかの町の人には言えないかもしれない。でも、私は言えますよ。それは信じてもらいたい。ただ、私がノーだと言うようなことがなければ私は言いません。

それから、中村議員は絶対に逆ストローが起きるということを断定しております。それは、中村議員の育った環境と私の育った環境は違います。私は経済人としてずっとやってきました。ですから……

(何事か言う者あり)

○町長（佐藤克男君） 黙っている。いつもこうだ。

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○町長（佐藤克男君） 経済人でやってきました。ですから、私はそういうものを見ています。40歳そこそこで北海道から沖縄まで、あちこちの町を見てきております。そういう意味において逆ストロー、まだ中村議員は森町が大した町ではないと、そのように思っているのだと思います。私は去年、今年についても数百人の人に森町に来ていただいております。その方たちがまた来たいと言うほど森町はいい町なのです。中村議員は、森町のことを非常に悪い町と、大した魅力のない町だと、そのように思っているかもしれない。ま

た、そういうふうに見えるようなことをしたのは中村議員なのかもしれません。けれども、私がお連れしている、札幌からもこの前経済界の方が20人ほど来ました。また来たいと言っております。この前も、今月になってからも横浜から女性経営者が5人ほど来ました。この人たちもまた森町に来たいと、函館よりも森町に来たいと言っているのです。それほど森町は魅力のある町なのです。だから、私は逆ストローは可能だと。森町には1万8,000人弱の人口しかいないけれども、北海道だけでも500万人いる。札幌だけでも200万人いる。函館でも28万人からいる。やり方次第では、十分私は逆ストローができると。そして、新幹線ができたときに森には駅はないかもしれないけれども、八雲と新函館、もしできたら30分以内で行けるのです。非常に便利です。お金もかかりません。八雲や新函館、この駅を維持するのに結構大変だと聞いております。しかし、森町はないからそれは考えなくていい。でも、八雲も新函館も自由に使えるということもあります。

それで、私一人で結論ということですがけれども、議員の皆さんの話を聞いて、そして町民のお話も聞いて、それでノーなのだということだったら私は先ほど言いましたようにきちっと道にノーですと、これは言います。

それから、愚弄していると言うけれども、先ほど中村議員は我々議員も質問しなかったこともあるというお話もありました。今までずっと私は、今年になってからももう3度ほど国会に行って新幹線の陳情をしまりました。この夏までは全く動きがありませんでした。この秋、それも11月になってから動き始めたのです。まさにオセロゲームのようにがらっと変わったのです。私はなぜ変わったのか、これはわかりません。そして、これに対応すべく道のほうもこれは物すごく忙しい仕事になっております。我々期成会のメンバーもこれについては何で急に変わったのだろうなど、非常に動いていない、全く眠っていたものが急に起き出したのです。そういう意味で、道のほうも正式な文書ではなく内諾でもいいからという話になったわけでございます。

また、何度かしつこく町長は最後の判断をしたのだと。私は最後の判断をしていません。中村議員、私は最後の判断はしておりません。内諾をしたのです。公文書も出しておりません。でも、道庁の人は、道庁の新幹線室の方は誠意を持ってわざわざ役場に来て、そしてどうでしょうかという話をしました。今ここで私が森町として、いや、それは反対だというようなことを言った場合に、私はこれでおくれたら、5年、10年おくれたら北海道の新幹線、経済も私は5年、10年ではきかなくなるくらいおくれるのではないかと危惧しております。そういう意味も含めて、私はここは内諾だと、また議会にかけてきちんとしたものをすればいいということで考えて内諾ではマルですよというお話をさせてもらった次第です。

また、貨物の件については、最後の質問の中で貨物の件のお話がありました。貨物は貨物です。貨物、これはやっていくでしょう。これはJR、日本貨物、正式な名称はわかりませんが、これは今後続けていくでしょう。私は、人口が減ってもこの今ある在来線、これはなくなるとは思っていないし、なくすることは絶対にいけないことだと。どのように

してこの在来線を運用していくかということについては、これからいろいろと相談しながら、そして第三セクターにするのかどうするのか、またはJR北海道にまたお願いするのか、そういうものを考えて、そしてやっていけばいいことだと、そのように思っております。ですから、貨物はなくなりませんが、我々のスタンスとしてはそういうことを考えながら、そして北海道の大きな発展、そういうことも吟味しながら我々は判断しなければいけないと、そのように思っている次第でございます。

以上でございます。

(「だけでも、町長あれですね。中村が森町を悪くしているという言葉というのは気がつけたほうがいいですね。中村が森町を悪くしているという言葉は気がつけたほうがいいですね」の声あり)

○議長(野村 洋君) 10番、中村良実君の質問は終わりました。

次に、10、福祉政策について、町長の政治姿勢について、道新幹線について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、福祉政策についてを行います。

○9番(堀合哲哉君) では初めに、福祉政策について質問をいたします。

今年度から80歳以上の高齢者と障がい者に所得制限つきで外出支援事業として復活させました。しかし、今年の3月会議において75歳以上の高齢者と障がい者に所得制限なしで実施を求める請願を議会で採択をいたしました。請願採択を重く受けとめ、実施すべきと検討したのかお伺いしたいと思います。

2点目です。今年の9月に就学前児童の父母への保育基本計画作成のためのアンケート調査を実施しました。今後の利用希望には、保育所の延長保育や乳幼児保育等が出されておりました。これらの要望への町としての対応をお伺いしたいと思います。特に延長保育とゼロ歳児保育は喫緊の課題であり、早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○町長(佐藤克男君) 堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のご質問についてですが、タクシー料金の助成事業につきましては森、砂原両町合併後も森町福祉タクシー料金助成事業として実施してまいりましたが、行政改革の流れの中で平成21年度に高齢者は助成額を半額とし、平成22年度で全面的に廃止とさせていただいたところですが、しかしながら、廃止後も継続を求める声が聞かれておりましたので、町としても検討を重ねてまいりました。その際、従来支給対象としていたのが所得制限なしで85歳以上の高齢者と重度の障がい者としておりましたが、このたびは外出支援サービス事業として低所得世帯に限定し、高齢者の年齢基準を5歳下げて80歳以上とさせていただいたところですが、また、助成額につきましては高齢者、障がい者ともに1万2,000円を限度としており、本年第1回定例議会3月会議に提案し、議決をいただいたところですが、ご質問のように同議会において本事業について請願がなされ、採択されていることも

承知いたしております。町としては、本年度より新たに実施した事業であり、毎月事業の実績を記録し、事業の推移を見守ってまいりました。現在までのところ、非課税世帯の増加や申請率の伸びなどにより当初の予算額では不足することが見込まれるため、本議会において補正予算案を提案させていただいております。現在は、請願書の内容までには至っておりませんが、本事業への要望の大きさや重要性にかんがみて、少しでも改善できる部分については見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目のご質問についてですが、保育所の保育計画、運営につきましては抜本的検討を進める上で保育基本計画の策定に向けて、このたびは小学校就学前の児童を持つ560世帯を対象にアンケート調査を実施し、11月24日の第13回行財政改革等調査特別委員会におきまして中間報告として説明させていただきました。現在調査結果については分析の最中でございます。進捗状態では予定よりおくれておりますが、今月中に最終的な調査結果が上がる予定となっております。ご質問にあります保育サービスの要望に対する対応につきましては、調査結果を踏まえ、今後保育所の保護者等も含めた検討委員会で協議し、森町保育基本計画を策定いたします。なお、延長保育の要望につきましては平成22年4月より見直しを行い、早朝7時45分から夕方6時まで延長保育を行っているところでございます。ゼロ歳児保育につきましては、現在1歳10カ月未満の保育は行っておりません。実施には保育士の増員や施設面での保育室や匍匐室の整備が課題となりますが、森町保育基本計画策定後に森町行政改革推進検討チーム会議等において審議を進め、町の基本方針案の骨子をまとめることにし、議会行財政改革等調査特別委員会に提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） では、再質問いたします。

まず初めに、外出支援サービスのほうでお聞きしたいと思いますけれども、結論的には今後改善の方向で見直しを進めていくと、これが最後の言葉でございました。請願そのものがある程度受けとめているというふうにして私は聞いておりましたけれども、実は今補正で100万ほどの補正が出てきますよというお話だったのです。当初予算では、該当する人数を把握はされているにも満度の予算設定していないのですよね。割合的にいけば半分も予算計上していないはずですよ。ですから、何か100万やると大幅にさらに増えたのだみたいな印象を与えるので、こういう表現はやっぱり使わないほうがいいだろうと思う。まだまだ100%これ利用していませんよ。だから、その辺100%利用して、そして100万の補正が必要なのか、それをお答えいただきたいと思っております。

ぜひ地方自治というのは、やっぱり住民の要望をしっかり受けとめて自治体としてそれをいかに反映させるか、これに尽きると思うのです。地方自治体の仕事は福祉の増進ですから、また佐藤町長の選挙公約は日本一お年寄りを大切にすまらづくりですから、その

点を考えれば、これは何年後かの課題ではなくて早急にやったほうが良いと思う。その辺、再度お聞きしたいと思います。

それから、保育所のかかわりでございます。延長保育については、時間帯も含めて触れられました。いわゆるゼロ歳児保育なのです。保育所の関係者にお話を聞く機会もございましたけれども、この延長保育もそうですが、ゼロ歳児からの保育というのは保育所ではやはり願いとして父母からの願いが届いてくるのだと。たとえ少人数の願いでも受け入れてあげると。よく子供は国の宝だと、森町の宝だと申します。そして、お預けになっている父母というのは日中働いていらっしゃるという方が多いと思う。要するに預けられないからどこかお願いすると思うのですが、その期間はやっぱり働きに出れないという方も現に存在すると思う。そして、保育所がしっかりとそれを受けとめてやれば、もっともつと変化してくると思うのです。子供のためにもなります。今の答弁ですと、いろいろ保育所が手狭だと、端的に言ってしまえば。そういう町長の答弁でございました。手狭だったら工夫して何かできないのかと。すべての保育所にゼロ歳児からやりなさいということをやらなくたって、例えば森保育所でできないのか。こういう考え方もできるのではないのでしょうか、まとめて。ですから、こういう観点に立ってこれも多くの希望のあることでございますから、ぜひ進めるような方向でやっていただきたい。

そして、気になるのが行財政推進チームで最後検討するのだというのは、これどういうことなのでしょう。これは住民生活のかかわりなのですが、やっぱり原課から出たものをこれからすべて行財政チームを通らなければ今後の事業は行わないということをごここではっきり述べたと一緒なのです。こういう町のやり方であるのでしょうか、実際。その点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 福祉タクシーの関係。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、1問目のほうのお答えを私のほうからさせていただきます。

この福祉タクシーの予算につきましては、議員さん言われるように全額対象者の分を当初から予算を組んでいるわけではございませんで、過去の実績を勘案しながら組んでいるところでございます。このたびも平成21年度の実績がわかっていましたので、それに基づいて予算を組ませていただいたところでございますけれども、やはり非課税世帯、それから申請率の伸び等によりましてやはり予算に不足を来したということで、町長もお話あったように今回の議会のほうで補正予算を組ませていただいているという現状でございます。

○町長（佐藤克男君） 外出支援サービスについて、請願もある程度認めているのかというお話でございました。もちろん堀合議員から出た請願については大いに参考にさせていただきましたこと、これは本当のことでございます。

次に、保育所の件でございますけれども、このゼロ歳児、そして延長保育、これは森だけでなくてもいろいろなところで問題になっております。これには、今堀合議員のおっし

やるとおりどうやったらできるかというようなことを含めて前向きに検討していきたいと思えます。

行政改革推進検討チーム会議で審議を進めて、これは後のことであって、これは私もここよりもやはり保育基本計画、そういうものにのっかって、そしてこれは進めていかなければいけないことだなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） ありません。いいです。

○議長（野村 洋君） 福祉政策についてを終わります。

次に、町長の政治姿勢についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） 町長の政治姿勢について、2問ございます。

1点目、9月会議で町有地の売り払いについて疑念を抱かせる売り払いがあったと認めました。その後、議員協議会で説明を受けましたが、いまだ不明な点が幾つか残っているという町長の発言からしても全容解明まで至っていないことは明らかであります。この件で副町長を解任し、これ以上大きくならないことを祈っているなどは真相究明にふたをするものであり、責任放棄の何物でもありません。全容解明をする考えがあるのか見解を求めたいと思えます。

2点目、町長は町広報、メール、ブログ、研修会で自身の考えを伝えているようですが、相変わらず誹謗中傷のたぐいばかりであります。前沖縄防衛局長の暴言は、沖縄県民の尊厳を傷つけ、人権感覚もないものであります。町長も沖縄の米兵による少女暴行について更迭された局長同様に暴言を吐いております。発言の撤回と謝罪をすべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 町長の政治姿勢についてということについてのご質問にお答えさせていただきます。

まずは、1点目の町有地売り払いについての件でございます。このたび11月30日付をもって副町長、増田裕司氏からの辞表を受理しました。増田氏は、尾白内町の町有地の売却、そして残り3件の売却に当たって契約完了届け書類の町長欄に増田印を押印し、また登記完了届け書類の町長欄に増田氏個人の所有の町長が認めていない佐藤の印鑑を押印したこと、そしてその他3件の町有地売却に当たって町長が認めていない佐藤印を使って売却した責任をとって辞職願を町長に提出し、即日町長は受理しました。なお、尾白内の町有地の売り払いの許可願書類には町長が自筆でサインをして認めておりましたことも報告しておきます。この尾白内の町有地の売り払いに当たっては、取得者に便宜を図ったのではないかとの疑義がありましたが、監査委員の調査によると全くそのような形跡はないとの判断であったことも報告させていただきます。ただ、今堀合議員からお話があったように現在も調べておりますが、町としての調査は限度があると。そういう意味において、これ

以上の調査については、これは非常に無理があるというふうに思っております。ですから、これを何らかの形でしっかりと議会、そして町民の間にも報告しなければいけないなど、そのように思っております。

次に、2点目について、私の発言は誹謗中傷とのことですが、私は事実だけを申し上げております。この件に関して事実と異なる記事を書いた記者からは、何の苦情も言いわけの言葉もありません。先月29日の函館新聞と北海道新聞を見比べてもどちらが信頼できる記事かがおわかりになると思います。

また、沖縄の前防衛局長の暴言と私のメールやブログでの言葉を比較するとは失礼の何物でもありません。あなたは、私の発言を何とかあげつらおうとしたいのでしょうか、このような場で前沖縄防衛局長の件を例に出すこと自体が沖縄県民の尊厳を傷つける、人権感覚のない行為ではないでしょうか。私は、このような質問をするあなたの常識こそ疑うものであります。最後に、私は自分の発言の撤回、謝罪を行う気は全くございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○9番（堀合哲哉君） では、再質問をいたします。

まず、町有地の売り払いにかかわる問題でございます。町の調査はもう限界があるとおっしゃいました。事実上これでピリオドを打つという発言だと思います。では、なぜあなたは職員に対するメール上で、この件ではいまだ不明な点が幾つか残っている、こう述べていらっしゃる。いまだ不明な点とは何ですか。1点目。

2点目、これ以上事が大きくならないことを祈っている、こうも表現しています。大きくならないことを祈るということは、大きくなる事実関係を知っているからの発言なのです。何を想定して大きくならないでほしいと言っているのか、それをしっかりとお答えください。

次に、町長自身の責任をどのように考えているのか。けさ尾白内の土地の売買に対する書類をいただきました。これを見ますと、決定書の段階であなたは印鑑を使わないで佐藤と書かれています。この決定書の内容は、売り払い予定地、買い取り希望者、売り払い予定価格、売買予定価格、売買契約書、請求書、こうなっているのです。これをあなたはサインして認めたのです。以前は一貫して知らない、知らないとおっしゃっていましたが、きのうの議会では実はわかっていたのだというような発言に切りかわりました。本当にそれとおりでと思います。そういうことから考えて、あなたが今ここでこの問題をふたをしってしまうという、そのあなたご自身の責任をこの件でどうお考えになっているのか。

それから、土地問題について、今お話ししたようにあなたも全部関与している。私が9月で取り上げたのは、印鑑の扱いで取り上げたわけではないのです。5,000平米に最も近い、そういう土地を分筆して売るなんていうのは、これ疑惑が生まれたって当たり前なのだ。そんな常識は職員にだってあるはずなのです。あなただってお持ちにならないとだめなの。それをわざわざご丁寧に分筆して、そういう分筆した測量を相手方にさせ、その目的、一

体何だったのかと。分筆したあの面積を役場の指示で出したのか、本人の希望で分筆したのか、それすらも本会議で明らかになっていないのです。全然わからない。だから、そのようなことも含めて今ふたをするのではなくて、もっと調査事項があるはずなのですから、それもやらないという、そしてご自身の減給処分を条例で諮っていくと、こういう決着のつけ方というのは全く反省も見られない。すべてを解任した増田副町長に押しつけて、それでおしまいですよと、こんなやり方は許せないと思います。ですから、しっかりと責任をどう考えているのか。一体町長は反省しているのか。これ口先だけの反省ではだめなのです。心から反省してもらわないとだめです。そのことを私はお聞きしたい。

それと、このメールの中でもう一点重要なことがあります。副町長を解任すると職員の処分につながり、解任同様の辞職なら職員の処分につながらないとする、こう述べている。この根拠は何ですか。解任だと処分、辞職だったら処分につながらない。平然とあなたは解任とおっしゃっているのですよ、本会議場でも。おっしゃっていてこの文章のくだりというのは一切わからない。だから、その辺のご説明をしっかりとさせていただきたいと思いません。

それから次、2つですから大変なのですが、ちゃんとメモしてくださっていますか。ちゃんとお願ひします。次に、沖縄の問題、私武士の情けであなたが書いたブログ、この場で読まなかったのです。それに対してああいう答弁でしょう。傍聴者も来ますから、全部読み上げますから。反省を全然しないと言うのですから。克舟先生の「心のサプリメント」でございます。「基地のほとんどは沖縄にある。沖縄は犠牲になっている」と言いますが、何が犠牲になっているのでしょうか。基地があるためにどれほど恩典があるのでしょうか。少女がアメリカ兵に襲われたとありますが、沖縄県の方が少女を襲って事件になっているほうが多いのが実情です。戦争のとき、沖縄は沢山の人が被害にあったともいいます。少し飛ばします。「これも「犠牲になっている」という思い込みから発想するから被害者意識が先行するのです」。このようなことを公職にあるあなたが人格が違うのか知りませんが、このようなブログで載せること自体、私は逆に人権感覚を疑いますよ。戦後66年たって、この66年の沖縄県民の心ってあなたは全然知らないの。また、これでは土地が残っているからいいだろうとあなたはおっしゃっている。沖縄県民がどれだけの面積を、農家の方が我が畑を接収されたかあなたは知っているのですか。1950年代、すさまじい戦いがあったのです。何で日本の国がアメリカ軍のために、アメリカのためにああいふ基地を持って、同じ国民である沖縄県民が虐げられなければいけないのですか。事実上、治外法権下に今もあるのです。国際的には平和条約を結んでいる。平和条約を結んだら治外法権なんてないのです、一般的に。これをすべて認めて、何かあなたの言っていることを聞いているとアメリカの使い走りをしていると。オバマ大統領と関係あるのですか。非常に情けない。こんな沖縄県民を侮辱するような、こういう発言を撤回すべきです。これでも撤回しないのですか。

なぜ私がこう言うか。日本国憲法第99条、あなたの立場でこの日本国憲法を尊重し、擁

護する義務をあなたは負わされているのです。日本国憲法には、基本的人権のところもあります。まるで人間の尊厳を認めず、その人権に対して口汚くこのような形でのしること、へっちゃらなのですか。本当に私は残念に思うし、これが森町の町長ですよ。

3問しかないので、続けてしゃべらせてもらいたい。今年のマスターズに沖縄からお二人来たというお話。そうでしょう。

(何事か言う者あり)

○9番(堀合哲哉君) 6人。6人もいらした。6人も沖縄から来ているのですよね。その沖縄の方に対して全く失礼な行為ではないですか、あなた。とんでもない話です。先ほどは謝罪、一切間違っていないとおっしゃったけれども、間違っていないという話ではなくて、もう謝罪すべきです。ブログで書いたのだから、ブログ上で訂正をし、謝罪すべきです。いかがですか。

以上です。

○町長(佐藤克男君) まず、不明な点ということです。何が不明か。今堀合議員が言った4,998平米でしょうか。それが業者に、業者というか買うほうの測量会社が測量したと。これはなぜなのだという事について私も聞いてみました。これは偶然だということ、偶然とは言いませんでしたけれども、これについてははっきりした答えをもらっていません。また、これを追及するには町として、町長としての権限ではもうこれは限度があると、そのように思っております。

そして、2点目の大きくなることを祈ると。当たり前でしょう、これは。これは、私は当たり前のことだと思います。調査の結果、それが大きくなると。これはいたし方ない。しかし、こういう問題が大きくなることを祈るとするのは町長としては当たり前のことです。ふたをするという意味ではないです。調査はしっかりやっていく。しかし、これが今現在で人が、いろんな役場の人間が関与していないということを祈ると。当たり前のことです。

そして、町長自身の責任をと。先ほど関与という言葉がありました。決して関与、私はこの売買に当たってその買う人と会ったわけでもありません。しかし、書類が上がってきたものに、ああ、これはちょうど町の財政も厳しい状況の中で土地を買ってくれる、そういう人がいたら、ああ、これはありがたいなということで私はサインをしました。しかし、その後の処理について町長の印鑑ではない、またはそういうものが4件の町有地の売買に当たってあったということについては、これは私はかなり大きな責任であると。ましてや町長の認めていない印鑑を使うというのは、これはあってはいけないことです。でも、それは一つの中から出てきたわけですが、謝ればこれは謝罪で私は済むような問題であると。しかし、その謝罪が全くないというのは、これは反省していないと私はみなさなければいけないと。これは、40年も役場の仕事をしてきた人間としては言いわけのできる事項ではないと。ですから、彼も先決事務違反だと、義務違反だということでこれは辞職願も書いてございます。

この副町長が辞職したことについて、町長は責任をどう感じているのだと。もちろんこれは任命責任、当然でございます。そして、管理不行き届きであったという点も、これも認めざるを得ない。そういう意味において、後の議決でこれを議決していただきたいと、そのように思って、これで私の責任はとるというふうに考えております。

解任と辞職の問題と。解任にした場合に、これを他の職員がまた責任を負わなければいけない、そういうことを当然考えられます。何もわからないでその書類をおさめた、これはやはりきちんとした処理をしていないということで罰則にしなければいけない。しかし、これが辞職ということになれば、これについては私は大きく目をつぶってもいいのではないかと判断です。決してふたをするというわけではないです。何ら関与していない人間までそれを処罰しなければいけないというようなことは、解任した場合にはそれが当然出てくるということで本人にそれをどうすると。これは、本人の意思でこれは辞職にしてもらいたいと。それで私としては納得しておりました。

次に、沖縄の問題です。私は以前から、今に始まったことではございません。以前から沖縄の基地の問題については、私は明確に言っております。堀合議員が沖縄に何度行ったかわかりません。私は、沖縄県に十数度行っております。友人もたくさんおります。今週の初めに沖縄へ行きましたけれども、沖縄には那覇以外のところで片側5車線の道路がありました。私は驚きました。札幌にもございません。そんな5車線なんていう道路はありません。非常に私は沖縄は恵まれていると、そのように思います。食料自給率にしても28%、実質……

(「議長、そういうことを聞いているんでないんだわ。質問だけに答えて……」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 実質これは26%がサトウキビです。ですから、食料自給率が2%の県です。そして、いろんな恩典を受けております。その中で私は、北海道はどうなのだと。私の両親も樺太から来ました。すべて財産は置いてきました。そして、ソビエト連邦に攻められて、そしてたくさんの命も失っております。私は、樺太や満州から引き揚げてきた人に比べてまだ沖縄の人はよかったのではないかと、自分の土地もある、自分の家も持ってある、それはいつもそうやって思っております。また、私は沖縄の方たちにもそういう問題になったときにはっきりそれは申し上げております。それはそうなのだけれどもねということを言いますけれども、私はそれははっきりと主張します。彼らは、それに対してはほとんど言いません。また、タクシーに乗ってもいい道路だねと、北海道はこんな道路ないよと私ははっきり言います。いまだに函館には高速道路来ておりません。それに比べて北海道は非常に私は疎外されていると、そのように思っている一人でございます。そういうことは私は書いているのです。それは、私は沖縄の友人はたくさんおります。ですから、私の言うことに対して反発する人もおりますけれども、私はこの考えは全く変えておりません。それは、人それぞれの考え方でございます。堀合議員におまえの考え方を直せと言われてもこれは直しません。

また、土地についてもそうです。確かに沖縄の土地は、たくさん基地に使われております。私が住んでいた大和市というのも厚木基地というのがあります。これも大きな部分をアメリカ軍に使われております。しかし、住民たちはほとんどが協力してくれます。艦載機が来ると物すごい爆音です。私は、被害者意識我々は被害を受けていると思うか、それとも国に対して協力しているというふうにするか、ここが全く沖縄県民と神奈川県民、私とは全く違うと。どこにいても何らかの形で国家には協力しなければいけない。そういう意味において、私は沖縄県民の人たちももう少し国に協力してもいいのではないかという気持ちについては何ら変わりません。

（「これについては、日本国憲法だぜ、あんた。大日本帝国でしゃべっちゃだめだ」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 日本国憲法でも示されております。

（「どこに示されている」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 個人の考え、それを保障されております。あなたのように……

（「少女がアメリカ兵に襲われたというのに何も触れない。しゃべりなさい、だめだ」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 当然小学生の女の子が沖縄兵、これに暴行されたと。これはほんでもないことです。私はそれを、アメリカを非難する。当然です。やはりこの地位協定、これについても私はおかしいと。当然これは変えなければいけない。これは私は声を大にして言います。当たり前のことです。しかし、アメリカの事件、アメリカの兵隊が事件を起こすと物すごく大きな事件になります。でも、地元の事件は琉球新報も沖縄タイムスもそれはほとんど書きません。そういうことについて私はいかがなものかと、そのように思っております。ですから、当然基地の問題になると、共産党の人たちがたくさん沖縄に行ってデモをしております。そういうことも私はよく知っておりますけれども、でも私はそういう自分の考え方、やはり沖縄の人もいろんな面で本土の恩恵を受けているわけです。そういう意味において、私自身としては基地のことについて沖縄も協力してもらいたいという気持ちでは変わりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（堀合哲哉君） 本当に書いてあることとここでしゃべること全然違うでしょう。だから、書いてあるのだから、書いたとおりのことをあなたにどういうことなのかと聞いているのだから、そのことをきちっとお話ししないと、今あなたが沖縄の少女のことをお話ししたけれども、そんなこと一切書いていない。何の話なのですか、これ。私、本当に人権感覚を疑ってしまうのです。そういう意識で森町の町政を行ってもらおうということに非常に危惧を感じるの。全くそれがでたらめだからですよ、あなたの態度が。個人的な考えはわかりました。現実、あなたは認める認めざるにかかわらず町長なのです。町長がこういう発言をしてよろしいのですかということなのです。とんでもない話ではありま

せんか、こんなことで。

それで、先ほどあなたはそこで、壇上で口走ったけれども、沖縄は日本に貢献しているのかと。何の法律で、この地方自治体が国に貢献しなければならないと規定している法律、法律名上げてはっきり言ってください。これ言うまで私黙っていられますから、きちんと行ってほしい。日本に貢献するという、この部分についてはさきの憲法の話なのです。戦後できた新日本国憲法にはないのですよ、これ。それで、あなたはあると言ったから。あるのだから、しっかりと示していただきたい。

町長の今の発言を聞いていると、女性への蔑視、沖縄県民への愚弄、例えで使う話ではないのです、こんなところで。それをへっちゃらで使う。以前にも韓国女性についてもあなたは触れていますね。それは、ここでは話しませんけれども、こういうようなことばかりです。だから、人権感覚を疑うというのはそこからきているの。ましてや町長ですよ。これは、もうきちっと謝罪すべきです。町長としては恥ずべき行為ですよ。

それから、町有地について、どうもわかっていない。では、聞きたい。監査委員に調べていただくと疑義がないとおっしゃった。9月議会の私の質問には副町長は疑念をという、疑念を使いました。疑義と疑念、どこが違うのか、まず1点。

それから、この尾白内の土地の1平米当たりの売り値を決める場合、その近くの過去の売買例を参考にしましたか。この売った相手は、以前に今住んでいるところを第三者から買っているのです。買ったときの売り値わかっていますか。今回の町で売買したお金はわかりますね、1平米あたりおよそ1,500円。過去の売買の状況を見て、近傍地域ですよ。近傍も近傍、本人住んでいるのですから、そのときの土地売買契約の価格を価格決定するときにはきちっとあなたたちは参考にしましたか。それしっかりお答えください。もう疑義がないと言うのなら、そのようなことももう何も解明されないで、それで終わりなんていうのはあり得ないのです。

それから、副町長の件、まだわかっていないというのは、先ほども言ったように佐藤というサインをしているのです。先ほど私言ったでしょう。そこで、この件の概要から詳細、概要でないね。もう詳細はつきりわかっているのです。それにあなたはサインしているのです。最後の契約書に判こを押さないとか、印を押さなかった、つかなかった、私の印でない、そんな話でしょう。もう既にこの中身は、あなたは全部知っているのですよ。分筆も知っているの。分筆も認めているのだから。ここで分筆で今後の売り払い計画もお話しているのですよ。それをわからないとか、調べようがないとか、そんなばかな話あるわけがないのです。だから、最初から調べようという意思がないからそうなるの。これは、もっと調査が必要だと私は思いますから、まずこの点についてお答えください。

それから、減給処分、私計算してみた。副町長を解任した割にあなたの減給処分は非常に軽い。今は行財政改革の一環として、町長ご自身が25%の減額をしている。10%提案するのなら、さらに10%減額するのなら、25%に上積みするのなら35%です。でも、今回の提案は違う。100分の90から25%分もさらに差引くのです。そのほうが減額幅が小さく

なる。そんな処分であな自身はいい。片方は解任だ。そんな責任のとり方ないはずで。もっと深く自分の責任が重いとを感じるなら、もうしっかりともっと重い処分を考えるべきではないですか。私はそう思うのだけれども、どうでしょうか。

重ねて、沖縄問題でのブログへの謝罪の掲載、強く要求したいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 質問にお答えさせていただきます。

疑念と疑義、両方とも私は疑わしきことだと、このように思っております。

次に、副町長の決裁の佐藤町長が認めていない判こを使った、それに対して大したことではないのではないかと。とんでもございません。これは、公文書偽造という罪にも当たってくるのです。大きな問題です。こういうことを言う堀合議員の私は神経がわかりません。しんぶん赤旗をとっているから、そういうあれをするのですか。私は確かにサインをしました。売ってもいいよ……

売ってもいいよというサインはしました。しかし、後の書類についてもこれは公文書です。公文書、それに私が認めていない判こを使っている。これは大きな問題なのです。それも1度だけではない。2度、3度とやっているのです。これが大したことないと言うその堀合議員の神経に私は疑いをもちます。そして……

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） しゃべっている。

○議長（野村 洋君） ただいまの発言は議題外にわたっていますので、注意をいたします。質問に答えてください。

○町長（佐藤克男君） これについては、答弁するにもマルかバツでちゃんと説明を入れて話しします。ですから、私は私が認めていない佐藤という判こを持っていた自体も大きなことだと思っております。これは公文書偽造にも当たる大きな事件です。それに対して私は言ったわけです。ただ、一生懸命堀合議員おかげになるのは、しんぶん赤旗をとっているからというふうに思わざるを得ない、私はそのように思います。

調査するかどうかということについては、さらに役場のほうで……

（「同じことをしゃべるって何なんだ、これ。全然議長の注意聞いていないでしょう」の声あり）

○町長（佐藤克男君） ちょっと……

（「ちょっとじゃない。あなた注意もされているのに……」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 次に、減額するかどうかと。私のあれが次の議決のところ、これがもし議決されないようであれば、再度私は考えたいと思っております。

それから、私のブログに対してそれを謝罪しろと。これは、私は言論の封じ込めでとんでもない話だと、そのように思います。言論の自由というのは憲法でも保障されているわけです。私の考え方は町長になる前から、ずっとそれは変わりません。それをやめろ、謝罪しろなんていうのは、これは言論の自由、表現の自由に対して大きな侵害だと、私はどのように思っております。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） マスターズの6人来た沖縄の方、その人たちに対してどうのこうのと。もしこの方たちが来ていろんな話をしたら、私は自分の主張はこういうことを考えていますよという話はさせていただきます。しかし、何もないところでそんなことは私は言う必要はないと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町長、土地の価格の均衡のを調べたかどうかという。

○町長（佐藤克男君） 土地の価格については、今資料がございません。私が調べたときには、買った方が自分の家を買ったときの価格ではなくて、現行の最近の売買に当たって、そしてその値段をたしか5,000円と決めたということで、その書類を私は見た記憶がありますので、これを再度調べて報告したいと思っております。

以上です。

（「全然わからないんじゃない。全然わからない」の声あり）

○議長（野村 洋君） 町長の政治姿勢についてを終わります。

昼食のため午後1時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） 始める前に、冒頭先ほど堀合議員の質問にありました近隣の土地の価格というところで。

○総務課長（木村浩二君） 先ほどの堀合議員の1平米当たりの単価についてということのご質問がございました。

まず、町有地を売り払う場合には近傍地での町有地の売買実績、これを参考にしているところがございます。また、個人の売買につきましては、町ではその契約内容などについ

ては把握できないことから町有地を参考にしているということでございます。過去に尾白内の近くで平成20年に売り払いをした実績で1平米当たり1,512.5円というものがありましたので、今回の土地、これと同額で1平方メートル当たり単価を1,512.5円、坪単価を5,000円としたところでございます。

以上でございます。

◎一般質問続行

○議長（野村 洋君） それでは、一般質問に戻りたいと思います。

次に、道新幹線についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では、3問目で道新幹線について質問いたします。先ほど中村議員から細かな質問がございました。そういうことございますけれども、まず私が質問を作成してきましたので、この部分についてご答弁いただきたい。どうぞよろしく願いたいと思います。

札幌延伸についての町の意向が先日マスコミ報道されました。その内容は、他の自治体と歩調を合わせる、並行在来線のJRからの経営分離を受け入れるとの意向を既に道へ伝えているとなっております。並行在来線のJRからの経営分離により、町民の足の確保や自治体負担等が具体的問題として突きつけられてまいります。これらの提起を受けての判断なのか伺いたいと思います。

また、以前の議会において議会の承認を得て賛否をすべきであると述べていましたが、議会に一切の説明もないことからして発言をほごにしたと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

北海道新幹線の札幌延伸と並行在来線の経営分離については、北海道に対し内諾という形で同意を伝えたところではありますが、これは決定ということではなく、あくまでも議員の皆様方と協議した上で最終的に判断をしたいと考えております。ご質問の具体的な問題もあり、森町としては大きな問題であることから、議会との協議をさせていただきたいと思っております。

議会との説明がないけれども、ほごにしたのかということですが、決してほごではございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 先ほどの中村議員の質問の中で町長が答弁されております。今もお話ししました。内諾ということでございます。実は国のかかわりからいけば、新年度予算で札幌延伸までを盛り込むかどうかというのが焦点なのです。先ほどの答弁の中で、3月まで決めればいいと。国の新年度予算にのっからないのです。だから、国も道もこの決

定を急いだのです。その急いで早く話ししてくださいと町長が言われたというのは、先ほどお答えになっていますよね。そういう状況なの。これは、佐藤町長が悪いと私は申しません。国や道のやり方がおかしいのです。これをやってしまうと、もちろん議会の意見は聞けたかどうかそれは別にしても肝心かなめな町民の声を聞けないということなのです。このJRからの経営分離というのは後々大きな問題になるの。だから、町民の声も大切にしなければいけないということだと思う。その時間的な余裕さえ与えなかったのです。

それと、もう一つ言っておきたいのは、この整備新幹線問題検討会議の基本方針というのがあります。これは、国土交通省の政務三役で構成しています。実は、これは法律でも何でもないのです。それを事実上、市町村に押しつける形で並行在来線の経営分離、これが出てくるわけです。先ほど町長がおっしゃった内諾だよと、来年3月にまた態度を変えてもいいのだよという手のものではないのです。今町長がおっしゃったもう返事をされた部分が生きるのです。待たないの。だから、内諾なんていう話でないということをご認識されているのかどうなのか。先ほどのお話なら何か認識されていない。私、非常に残念に思う。

それで、私具体的に聞きたいのは、先ほど知事とお話しして理解されたとおっしゃいました。知事とお話しした中身が明らかになっていないのです。そして、具体的な提案がされたのかどうなのか、ここが問題なの。多分私はされていないと思う。想像で言ったら申しわけないけれども。どこかの自治体にお話を聞いてもそうなのですから。そうすると、並行在来線の扱いについて何も知らされずに、ただ私たちが思っている願望だけで決定するわけにはいかない。だから、その説明を受けてから検討して森町としてどうするのですかと、これが一般的ではないでしょうか。その点について、具体的なものがあるのでしたらお話しください。

そして、具体的な知事とのお話、そして内諾の話ですが、これ口頭だけというのは考えられにくいです。道からの指示文書、要請文書はあるのではないですか。そういうのを出示してください。そんな電話でJRからの経営分離で新幹線、札幌までを認めますかと聞いたのですか。道のどなたが、担当課、部署を含めてそれを明らかにしていただきたい、もし電話でしたら。その辺はつきりしないと、町長が内諾されるというのは、認めたよということで内諾しているわけだから、それを新たに切りかえるというのは基本的にあり得ない話。その辺のことを再度明らかにしてご説明していただきたいなと思います。

○町長（佐藤克男君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども中村議員にお話ししました。知事との話し合いでは、並行在来線については10年、15年の年月がかかるから、その間にみんなでいい知恵を出しましょうと、今結論を出すことではないと、そして10年、15年の間に環境も大きく変わるでしょうと、そういうことも含めてこれはこれから考えていきましょうという話し合いでございました。私も知事からのそのお話について、もっともだなという理解を示したものでございました。ですから、具体的なものはないということでございます。

それから、文書であったはずだということですがけれども、道庁から複数の方がお見えになって、そして口頭でお話ししたものでございます。ですから、文書はございません。もしあれでしたら、お見えになった方をお名前を後ほど公表したいと思います。お見えになった方のお名前は発表できると思います。

以上でございます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 私のほうから北海道からお見えになったという部分で、11月28日に北海道の新幹線・交通企画局の山口参事様がお見えになったというところでございます。

（「山口さんに答えたということですか。それも含めて話してください」の声あり）

○企画振興課長（伊藤 昇君） お見えになった方のお名前でございます。それから、北海道の新幹線・交通企画局の柏木主幹、それから北海道総合振興局の三角部長、それから神室長、それから家山主査でございます。

以上でございます。

（「この方たちに伝えたということですか。伝えたんですか。間違いはないですか」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 伝えました。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（堀合哲哉君） 私どうもわからないのは、先ほども中村議員おっしゃっていたけれども、15年後までにいい方法を考えましようなんていうのは、こんなことあり得る話なのですか。これは、もう白紙同然ではないですか。第三セクターにして、もう採算合わなくてやめてしまったところも出ている。線路をなくされてバス転換されたところもある。国や道は、しっかりと並行在来線について該当する市町村に説明すべきですよ、これ。高橋知事との話で、いい知恵を出しましょうと、全然ばふっとして何を言っているのかさっぱりわからない。何についていい知恵を出すのか、森町の今の並行在来線、必ず残すというお約束をされたのか。道としても積極的に財政的にも面倒を見るとおっしゃったのか。森町に先ほど非常に気にかかる発言をされた。その15年先には、森町の駅はないかもしれないと町長はおっしゃったのですよ、先ほど。中村議員の質問に言っているのです。

（何事か言う者あり）

○9番（堀合哲哉君） 言っていますよ。議事録、後で精査してください。ないかもしれないけれどもと言ったの。聞いていませんでしたか。私、本当に冷静になってよく聞けるの。このようなことを……

（何事か言う者あり）

○9番（堀合哲哉君） 黙らせなさい。

○議長（野村 洋君） 発言中ですので……

○9番（堀合哲哉君） 私が言うとうるさいとか……

○議長（野村 洋君） 静粛をお願いします。

○9番（堀合哲哉君） 自分が困るところなのです。大体この手の特徴なの。

○議長（野村 洋君） 堀合議員、続けてください。

○9番（堀合哲哉君） だから、そういうようなことを町民の代表者が中身もわからないで内諾される、とんでもない話だと私は思います。内諾されるというのは、具体的に示されて内諾ではないですか。あなたが内諾したのは、J Rからの経営分離を認めたということなのです。これを認めておいて、後からひっくり返すなんていう話はないのです。それで、北海道がこれによって経済的にもよくなる。北海道がよくなるから森もよくなるのだと。さっぱりわからない論法なの。森がよくなるというのを具体的に話してください。

J Rが撤退して線路もなくなった、そういう状況を考えたときに……何で笑うの。

（何事か言う者あり）

○9番（堀合哲哉君） あなたに責任ある。J R経営分離ですよ。責任持たないということを行っているのです。中身わかっていないで内諾しているのだから困ったものだ。だから、その辺のこと、これからでも遅くない。これからでも遅くないというのは、国や道の文書あるのですか。出してください。これ要求したいと思います。3月まで決定すれば、結論を出せばいいのだという文書来ているはずですよ。出してください。企画課長、ありますか。出してください。いいかげんなことばかり言っているの。3月というのは適当な話なの。議会をばかにするのではないよ。自分でつくって3月なんていう話はとんでもない話だ。その辺説明してください、しっかりと。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 先ほど来からずっと言っております。文書ありません。そして、秋、先月になって、11月になってからこの事態が大きく変更したのです。それで、道のほうも急いで我々に内諾の確認ということで来ているわけです。長万部町も八雲町も鹿部町も並行在来線について、どういう結果になるということは今後勉強していこうということで我々と話ししております。その中で、私ももちろんこれは線路がなくなるということは一言も言っておりません。なくなるはずがありません。そのための協議です。並行在来線を存続させるためのこれは協議をしていこうということで、木古内から小樽まで全町がこれについて残すためのことをやっている。ただ、J Rの経営から分離するかもしれない。これは分離したいとJ R北海道は言っておりますけれども、これはまたどうなるかわかりませんが、一応分離したい。これは、新函館と現函館内での鉄道アクセスについても2カ月前までは全く話になりませんでした。話がないというのは、これはJ R北海道は全くタッチしないということでございました。しかし、この話が具体的にできて、ここに書類があります。きのうの12月13日の書類でございますけれども、急になってきたので、今度はJ R北海道と道、そして函館がいろいろと協議をして、そしてその結果、このアクセス鉄道についてはJ R北海道が全面的に支援しましょう、また展開しようというようなことまで出ているわけです。ですから、そういう具体的に今なってきたからなので

す。でも、これは函館が平成27年に開業になるから急いでおるわけでございます。もし札幌延伸が決まっても10年ないし15年の時間がかかるだろうと。その間にJR北海道も、そして道も沿線市町村もそれに対していろんなことを考えながら、そしていいところに落ちつかそうということです。堀合議員の言うように、北海道もJR北海道も悪意に満ちておりません。国もそんな悪意に満ちて鉄道を取っ払ってやろう、在来沿線もなくしてやろうと、そんなことは思っておりません。それを残すために、そして住民の足を守るためにみんな今頑張っているところです。ただ、時間がまだあるので、その環境を見ながらこれは考えていこうとなっているのです。

以上でございます。

(「答えていない」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 何を答えていない。

(「来年3月というのは、だから……」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 来年3月、これについては先ほど来言っているように、日本語わからないのかな、この人は。先ほど来言っているように、これで議会に説明し、議会がこれはだめだということになれば、今度は私がそれに対して考えて、私の責任のもとでこれは道に伝えることになっております。

以上です。

(「3月までというのをだから文書出さないよ。3月までって何の話なんですか、それ」の声あり)

○町長(佐藤克男君) これは口頭です。何回も同じこと言わせないでください。

(「あるわけない。口頭なんかあるわけない、そんなもの。答弁不十分ですよ、これ。こんな大事なことを口頭ですか」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

○企画振興課長(伊藤 昇君) 先ほど私のほうから北海道からお見えになった方ということでご報告させていただきましたけれども、私のほうで1名勘違いしてございまして、訂正をさせていただきたいと思っております。北海道の新幹線・交通企画局から山口参事様、それから柏木主幹、それから振興局から三角部長、神室長、先ほど私家山主査と申し上げましたが、この方はお見えになってございませんでしたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長(野村 洋君) 伊藤課長、一応文書ないという話ですけども、もし精査してありましたら提出をしていただきたい。そのことを要請しておきます。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内 明君） それでは、議案第1号になりました森町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定について提案の趣旨をご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料1の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は平成24年5月の戸籍事務が電算化されることに伴い、本籍地の地番の表示や土地などの登記簿の地番号表示に合わせて住所地の「の」の字の記載の省略を行い、公共施設の所在地表示を統一するため条例の一部改正をしようとするものでございます。

新旧対照表1ページをごらん願います。右側が役場と砂原支所の住所位置でございますが、現行では役場が御幸町144番地の1、砂原支所が砂原1丁目43番地の4であります。この番号と枝番の間にあります「の」を省略いたしまして、改正案左側のとおりそれぞれ144番地1、43番地4としようとするものでございます。

以下、資料18ページまで同様に公共施設等の住所位置についても「の」の字の省略をしようとするものでございます。

施行日につきましては、戸籍事務の電算化に伴います戸籍法第118条第1項の規定による法務大臣の指定申し出日と同じく平成24年5月26日からとするものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○3番（宮本秀逸君） 資料のミスプリ、13ページ、真ん中、森町トマト集出荷選果施設条例、改正案のところ。おわかりですか。わからなかったらこのまま。

○議長（野村 洋君） ちょっとわかる。わかった。

○住民生活課長（竹内 明君） ただいまご指摘のありました森町トマト集出荷等々の新旧対照表におきまして改正案に「の」がまだついておりました。これは、「の」がつかない

いのが正しいということでございます。訂正しておわび申し上げます。

○13番（三浦浩三君） これは、今町有地とか公共施設の部分だけやっていますが、一般の方々の特に会社関係の住所の表示、これもすべて当然適用になると思うものですから、影響が一般の方々にも大変全般的に及ぶと思いますので、その辺の周知徹底どのようにこれからされるのか。その辺のご説明をお願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） 町民の方々への周知でございますけれども、今のところ予定しておりますのは町の広報紙1月、3月、5月で3回に分けて周知していきたいと思っております。なお、公式ホームページのほうにも4月に掲載する予定でございます。会社等の例えば法人登記でございますけれども、この部分につきましては会社の登記そのものについては事務所のあるところを申請するということになっておりますが、「の」の記載につきましては法務局の見解でありますけれども、「の」はつけてもつけなくても表記上の問題なので、特に指示はしていないということですし、なお訂正につきましては会社からの例えば本店だとか支店だとかの住所の変更、構成等の改正、修正はできますけれども、必ずしも訂正しなくもいいというお話は聞いております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第2号の森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について説明申し上げます。

説明資料につきましては、説明資料のナンバー2の1ページのほうをご参照願います。資料1の18ページの次にナンバー2がございますので、お聞き願いたいと思います。それでは、本条例は昨年度に引き続き冬期間の暖房費の一部を助成しようとするもので、条例

内容につきましては昨年度とほぼ同じ内容となっております。

まず、第1条につきましては本条例の制定の目的を記載してございます。目的といたしまして、この条例は冬期間の増嵩経費に対応するため町内に居住する老人世帯、重度心身障がい者世帯、母子世帯等の生活困窮者に対し、暖房費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的とするとしてございます。

次に、第2条は助成の対象となる世帯を規定してございます。説明欄のほうをごらんいただきたいのですが、助成の対象となる世帯については、主な対象は老人一人世帯、重度心身障がい者世帯、母子、父子世帯で、かつ低所得世帯（町民税非課税世帯）となります。主な対象は今お話ししたとおりでございます。

次に、2ページをお開き願います。第3条は助成内容でございますが、灯油の支給量を規定してございます。今回も1世帯当たり50リットルとしておりますが、灯油以外の暖房を使用している世帯につきましては相当金額を支給できるような規定にしてございます。

第4条以下につきましては手続等の規定でございますので、省略させていただきたいと思っております。

なお、下段のほうに事業の概要を記載してありますが、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○6番（川村 寛君） 佐藤課長、ちょっとこれで実績2回でしたか、過去やっていたの。今回で3回目ですね。

（何事か言う者あり）

○6番（川村 寛君） いいです。過去2回の福祉灯油の助成に対する対象世帯数と申請世帯数が知りたいのです。申請の割合が何%くらいあるものか、まずそれ教えてください。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

これは、平成19年度から始まってまして今年で5回目となります。過去、平成22年度につきましては大体非課税世帯の対象で1,000世帯くらいございますけれども、そのうち45%くらいの方が申請されております。また、その前年、21年度につきましては566世帯の申請がございまして、やはり同じぐらいの申請率となっております。

以上です。

○6番（川村 寛君） 数字的には申請を出す場合はこんなものかなと思うのですが、この内容を見ても独居老人だとか身体障がい者とかが対象になっているのですね。それで、周知の仕方としては町の広報に出しますよね。そのほかに例えばよくこの独居老人と身障者のことになるのですけれども、それらの人に申請をしない、役場まで例えば持ってきなさいと言っても大変なことだと思うのです。町のほうで知らせるのはいいのですけれども、私以前にも言ったのですけれども、対象世帯に個別にはがきか何か出したらど

うでしょうかというのが1つなのです。これ実績見ますと、約半分の申請があって、まあまあこれが御の字なのでしょうが、ほかの半分の世帯、申請がなかった世帯についての分析といいますか、そちらのほうを考えてみた場合に私は自分で申請したくてもできない部分があるのかなと思うのが一つなのですが、町としてはどのように考えて、また対象世帯にはがきや何かで周知するという考えはあるのかなのか、それだけ教えてください。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

この周知方法ですけれども、これからまた1月の広報に周知の内容と、あと裏面は申請書の様式にしましてチラシという形で全世帯に配布してございますので、そのままそれが交付申請書という形をとっております。それで、なるべくただ広報に載せるだけでなく皆さんの目に触れるようにという形をとっております。また、申請できない場合については郵送でも、来れない方については郵送でもいいですよということと、それからまた各町内会長さん、またそれから地区の民生委員さんにもこのような事業ございますので、もし該当者がおられたらちょっと協力してやっていただきたいというようなことでも周知させていただいて、なるべく申請をしていただくというふうな方策をとらせていただいております。また、年度の最後のほうにも再度また広報のほうにも出させていただいて周知のほうもなるべくしているつもりなのですが、やはり申請率は大体50%前後というような状況となっております。

○15番（黒田勝幸君） 条件を見ますと、社会福祉施設等に入所している人はだめなのですね。それで、運営がNPOで福祉施設を運営しているところありますよね。この取り扱いはどういうふうになりますか。同じなのかな。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

一般的に施設に入っておられれば、自宅で灯油を使うことはないだろうということで除かせていただいておりますけれども、それぞれの状況に応じて、最終的には町長が認める場合はいいですよという形もうたわせていただいておりますので、ケース・バイ・ケースでそれは取り扱わせていただいております。

○15番（黒田勝幸君） 申し出があれば、その内容等について町長が判断すればそれも可能ですよということで受けとめてよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） 入院されて年度の途中で退院されてきたというようなことなどのケース等あろうかと思しますので、その場合につきましてはその都度判断させていただきたいと思えます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第3号 町長の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、町長の給与の特例に関する条例制定についてであります。先般町有地の売り払いについて事務的に不適切な処理があったことに対しまして、町の財産を預かる責任者として町長自身を減給処分にしようとするものであります。

裏面をごらんください。内容は、平成24年1月の給料に限り100分の10を減額しようとするものです。月額基本給から100分の10を減額し、さらに独自抑制分の100分の25を減額するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第3号に対する質疑を行います。

○9番(堀合哲哉君) 質問いたします。

町長給与の額でお話しいただきたい。どれだけの減額になるのかということも含めてお話をいただきたいというのと100分の90を乗じて得た額からと。要するに10%減しますよということでしょう。でも、10%減するのだけれども、実質は今25%カットしているのだけれども、35%にならないのですね、この方法でいくと。67.5だと思えるのですけれども、こういう扱いをするというのはどういうことなのかということなのです。

それから、もう一点、今回の不祥事、不祥事という提案ですから、不祥事によって1カ月こういう責任をとる形で減給しますよという提案なのです。町長は、この問題について非常に重大な問題なのだと議場でも力説しているわけです。重要な問題の責任をとるのにこんなものなのかなと半分は思ったりします。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○総務課長(木村浩二君) 1点目と2点目につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、金額につきましては、現在町長の給与は独自抑制をしております60万9,000円になってございます。これを今回の提案しております条例が可決されますと54万8,100円になりますので、この差額が6万900円減額になるということでございます。

それから、扱いについてでございますが、現在職員同様町長も25%の減額をしております

す。今の状態でただ10%を削減しますと、もともとの給料から10%を削減するということになりますので、今回さらに独自抑制分を働かせようということでございます。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 任命責任と監督不行き届きということについての罰則ということで、みずから給与を減額するものでございますけれども、町に対してこの不祥事で財政的、金額的に何か問題があったかということではございませんので、私はこういうことでいいだろうというように判断しております。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） この条例を見たときに100分の90というのは、要するに100分の90、10%を減じますよということなのですね、基本は。基本はそうなのです。ところが、100分の75を乗じて得た額というふうに続きますので、実質今の削減された分にさらに10%上積みするという内容になっていないの。なっていないでしょう。7.5%ですよ、実質。だから10%削減でないのです。だから、我々単純に聞くと10%なのだなどと、今まで25%をカットしているから、さらに上積み10%するのだから35%カットなのだなどと一般的に考えるのではないのでしょうか。数字的にはそうならないですよ。実質これ10%のカットではないのですか。7.5%カット、そういうことになるの。だから、その辺どのようなことであろうかというふうになったのかと。当初から7.5%ということをやりますよということではなかったのかと。当初10%だよと言ってこれを出したのなら10%ではないということをお願いしたいというふうに思いますが、その辺のこの数字を使った理由を再度述べていただきたいと。数字的なものも含めてお述べいただきたいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時01分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ほかに質疑ございますか。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

◎動議の提出

（「議長、動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） 前本君、どのような動議になりますか。

○5番（前本幸政君） 問題となっています町有地の売り買い、売買について事実の真相ということで、議案第3号については議長を除く15名の委員で構成する町有地売り払い等

に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることを求めたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま前本幸政君から議案第3号について、議長を除く15人の委員で構成する町有地売り払い等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がおりますので、成立しました。

◎追加日程第1 町有地売り払い等に関する調査特別委員会の設置動議

○議長(野村 洋君) 前本幸政君の町有地売り払い等に関する調査特別委員会の設置動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とし、直ちに採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、本案については議長を除く15人の委員で構成する町有地売り払い等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が可決されました。

次に、ただいま設置されました町有地売り払い等に関する調査特別委員会並びに広報広聴常任委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

町有地売り払い等に関する調査特別委員会並びに広報広聴常任委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました町有地売り払い等に関する調査特別委員会の委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告いたします。委員長に黒田勝幸君、副委員長に前本幸政君、東秀憲君が選任されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 議案第4号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

変更の内容につきましてご説明申し上げます。裏面の過疎地域自立促進市町村計画変更をごらん願います。計画の区分であります。2、産業の振興であります。右側の表が変更後となるもので、（1）、現況と問題点、13ページ、ア、水産業に追加する内容はアンダーラインでお示ししております「安心・安全な水産物を消費者へ提供するため、徹底した衛生管理に努める必要があり、そのために鮮度保持に関連する施設整備を行い更に」を19行目から追加するものです。

また、（2）、その対策では20ページ、ア、水産業の振興の下段にアンダーラインで記載しております「衛生管理と鮮度保持を目的に、製氷設備の充実を構築することにより、魚価単価を引き上げ漁業所得の向上を図ります。」を20行目から追加するものであります。

次に、（3）、計画であります。21ページ、27から29行目、事業名、（4）、地場産業の振興のうち事業内容、製氷・貯氷施設整備、事業主体は漁協を追加するものであります。

なお、変更の理由といたしまして資料を提出しておりますので、資料ナンバー3をご参照願います。右側に記載しております変更理由であります。下から8行目、砂原漁業協同組合は第三種漁港を有しており、徹底した衛生管理を進める漁港整備を行うとともに、漁獲物の鮮度保持を強化し、魚価単価の向上を図り、安定した漁業経営を目指していることから、必要な製氷・貯氷施設整備に向けて本文面を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○4番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、これは砂原地区の漁協の話も入っているのですが、この場合、製氷施設については別にいいのですが、問題の水の問題なのですが、その場合の水というのは上水道ではなくて別に構わないということで理解しているのですか。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

実は、砂原のほうの地区につきましては上水道のほうはまだ布設されておられませんので、新たに地下水、井戸を掘ってその水を製氷施設のほうに使う予定でございます。

以上です。

○13番（三浦浩三君） この施設そのものの能力的なものは、今までのものに比べて当然アップになると思いますけれども、その辺のもしできたら説明をお願いします。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

今の製氷施設でございますけれども、まず製氷のほうにつきましては日産10トン、それから貯氷能力につきましては30トン、今回新たに整備を計画してございます製氷施設につきましては製氷能力が15トン、5トンプラスをしております。それから、貯氷能力につきましては30トンは今の施設と変わりはありません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第5号 路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第5号につきましてご説明いたします。

資料ナンバー4を提出をしておりますので、ご参照願います。本案は、路線の認定についてでございます。

提案理由であります。認定しようとする路線は蛭谷町の重要な生活道路として利用されております。道路法第8条の規定に基づき、次のように町道認定しようとするものでございます。

路線番号3104、路線名、蛭谷町4号線、路線の起点は蛭谷町96番地1地先、路線の終点は蛭谷町72番地1地先でございます。道路の総延長は106メートル、実延長は104メートル、幅員は3.0メートルから3.8メートルでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第6号 駒ヶ岳火山砂防工事に伴う町有地売払いについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、駒ヶ岳火山砂防工事に伴う町有地売払いについてであります。地方自治法及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。

1の財産の表示ですが、土地の所在地は森町字砂原西4丁目185番地16外49筆になってございます。土地の面積は4万9,687.5平方メートルです。

2の売り払い予定価格は1,432万479円です。

3の売り払いの相手は、国土交通省からの事務受託者で北海道知事、高橋はるみでございます。

資料ナンバー5を添付しておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○10番（中村良実君） 関連になろうと思っておりますので、お願いをいたします。ここの場所、この図面を見る限りは上田生コンを上がっていったところですよ。線路を越してからですよ。この砂防ダムの……これ砂防ダムと言うの。堰堤と言ったほうがいいのだろうか。これの大きさというのは何メートルぐらいになるのですか。

○議長（野村 洋君） 後ほど答弁をいたすそうでございますので。

○10番（中村良実君） 大きさが後だとすればあれなのですが、ここのその砂防堰堤というのかな。その範疇、今約5ヘクタール未満ですよ、売却するのが。その範囲の中に町有地のほかに民有地は入るのか入らないのか。もし入るとすれば、山ろく開発に関係が

あるのかないのか。それから、あそこは畑が結構多いのです。ありますね、畑地。それから、林地もありますね。あれらのものは、今の町有地の中に入っているかどうか。いかがですか。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

この砂防地区の中には、町有地はもちろん民有地も入ってございまして買い上げの対象となつてございます。また、山ろく施設のここは受益地にもなっておりますので、その辺の事業関係は農林課長からお答えさせていただきたいと思ひます。

それから、3点目をちょっともう一回確認したいのですが。

○10番（中村良実君） 民有地と山ろく開発、本当は面積がわかればいいの。その地域がはっきりわかればいいのですが、わからないわけでしょう、今。町の町有地だけがその中で……これ休憩でないですものね。休憩でないからだめだ。

○議長（野村 洋君） 中村議員、今は町有地売り払いの提案でありますので、どうでしょうか。後ほどではだめですか。何か必ず聞きたいところがありますか。

○10番（中村良実君） 後ほどといたらやる場所ないでしょう。

○議長（野村 洋君） 後ほど資料を提出してもらおうということでだめですか。

○10番（中村良実君） 資料ばかりでないのです。私は、特に山ろく開発に絡みがあるのです。だから、最初は私は規模が知りたいのだ。どのぐらいの規模なのか。それによって民有地幾ら、町有地幾らというのが出てくると思うのです。わからなければしょうがない。わかりました。了解。後で聞きます。

○議長（野村 洋君） まず、中村議員、建設課長から規模の大きさ、説明させます。

○建設課長（小井田 徹君） 失礼いたしました。掛潤度杭崎の第1期工事の延長は920メートルで、1期工事の高さは7メートルとなっております。そして、2期工事といたしまして延長が1,285メートルで高さが10.5メートルと、そういうことでエリアに関しましては今ちょっと資料がございませんので、面積はちょっと後ほどになります。

○農林課長（山田 仁君） お答えいたします。

後ほど繰上償還の部分で補正でお話ししようというふうな部分がありましたが、今回町有地の農地については2.04ヘクタールが火山砂防により公共転用するというふうな運びでございまして。また、今建設課長が言ったように全部の部分のその受益地の面積は本日資料をお持ちしておりませんので、後で該当する面積はお知らせしたいというふうに思ひます。

○10番（中村良実君） 民有地も大きいよね、このダム。大きいダムですよ。私、これ出てから現地を見てきたのです。そうしますと、あそこは、例えばこういうダムをつくる時に、そこに来るであろうという想定のもとにつくりますよね。高いところにはつくりたくないわけですから。ある程度沢状になってきたところに流れてくるであろうという、そういう判断でやりますよね。そうしますと、あそこは割合に台地です。上のほうも決して谷にはなっていないです、道路から上のほうも。そうしたときに、あそこに本当にそれが必

要なのかどうか。その前にあそこの上は畑がずっとあって、それから日ハムの豚舎もありますよね。今は日ハムと言わないのかな。ありますよね。石沢さんの住宅もありますよね。そうした場所ですよね。そうしますと、山ろく開発が伴います。それから、民地も2.04ヘクタールありますよと。

（「町有地です。本日提案しているのは町有地の部分の買い上げですか
ら」の声あり）

○10番（中村良実君） では、後からもう一回ゆっくり聞きたいのですが、山ろく開発のときに、これは去年もこういうダムでもってありましたよね。そのときに、施設使用料というのは今払っていますよね、民間の人。これは当たり前前で、町も払わないとだめですよ、施設使用料、町の施設だとはいうものの。こういう場合になって売り払った、そうするとこれは国の土地になりますね。この施設使用料というのは国で払いますか。

○農林課長（山田 仁君） あくまでも転用して畑の役目を果たさないわけですから、補正で出します負担金については繰上償還すると、使用料はその部分で消滅するというふうな考えでよろしいかと思えます。

○13番（三浦浩三君） この事業主体は町ではないと思えます。道の事業主体だと思えますので、この場所は現実面といたしまして掛澗地区にある2軒あるお寺さんのすぐ上からこれ始まるものですから、さらにその上に民家もあって生活路線そのものを寸断するという形になるものですから、これは地域住民、またお寺さんなどを利用する人方、非常に実際に工事が始まると影響が大きな工事になると思えますので、この事業主体は町ではないけれども、わかる範囲で今後のこの予定、また迂回路などの工事などのそういうものの実際にいつになったらこういうこと始まるよというものがわかりましたらご説明願いたいと思えますけれども。

○建設課長（小井田 徹君） お答えいたします。

現在の部分で渡島総合振興局の八雲出張所のほうに確認したところによりますと、掛澗度杭崎地区は用地買収を一応平成24年度まで予定しまして、泥流調整池の1期工事を25年度から2カ年の26年度まで予定しております。そして、2期工事はまだ全然計画はわからないそうですが、一応は27年度以降ということで、現在の掛澗度杭崎地区の進みぐあいですが、今現在は用地買収が難航しているということで聞いております。それで、今後その難航ぐあいによりましては停滞位置の移動というようなことも検討していかなければならないということになりまして、それに伴いましてつけかえ道路の部分も線形を変更していかなければならないのではないだろうかということで聞いております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） そのほかにこれまだまだこの堰堤、砂防というのはたしか計画であるはずなのです。尾白内地区か駒ヶ岳地区にもたしか予定はあったと思えますけれども、その辺の見通しというのはどのような状況になっていますか。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

尾白内地区につきましては用地買収を完了し、平成22年度に1期工事を完了しております。小石崎地区につきましては用地買収を完了し、現在1期工事を行っている状態であり、続きまして、四軒町地区ですが、用地買収を完了して、平成22年度まで1期工事を完了していると。彦澗地区であります、平成19年度に現地説明会を行い、平成20年度から用地交渉を進めておりますが、やっぱり反対で難航しているということで、今年予定地の大部分を所有している方が死亡して相続の関係とか、そういうのも発生しておるようですので、停滞位置の移動ということも検討していると。今のところはそういう状況と聞いております。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 参考のためにちょっと教えていただきたいと思います。この単価の決め方なのですが、これから見ますと大体平米300円近いのかなという計算になるのですが、こういうときの公共事業をやられる場合の単価の決め方というのは、どういう基準というか、算定に基づいてやるのですか。ちょっとそこら辺、教えていただきたい。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 一般的なこの土地の価格につきましては、地目ごとに単価を決めたりして積算するわけですが、確認はしていないのですが、北海道の場合ですと恐らく不動産鑑定士を入れながら、その地目ごとに単価を出して決めているものと思われ、

以上です。

○3番（宮本秀逸君） そうしたら、町側から例えば幾らにしてくれという話は、そこには成り立っていないのですね。不動産鑑定士がこれぐらいにしましょうみたいな話で落ちついているということですか。

○総務課長（木村浩二君） 一般的には北海道から提示された金額、これで協議をして、それで同意をするという形をとってございます。

○3番（宮本秀逸君） のんでいるということですね。わかりました。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第7号 平成23年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(片野 滋君) それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,916万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億3,610万3,000円にしようとするものです。

第2条、債務負担行為の追加及び第3条、地方債の変更は第2表及び第3表に掲載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の1,675万円は、障害者介護給付費に係る国の負担分でございます。同じく節4子ども手当国庫負担金の234万9,000円は、対象者の精査によるものでございます。

続いて、款15道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の837万5,000円は、障害者介護給付費に係る道の負担分でございます。同じく節4子ども手当道負担金の149万7,000円は、対象者の精査によるものでございます。

続いて、10ページ、11ページ、項2道補助金、目2民生費補助金、節1社会福祉費補助金の225万円は、障害者自立支援事業に対する補助金でございます。同じく60万円は、福祉灯油事業等に係る補助金でございます。

同じく目3衛生費補助金、節1保健衛生費補助金の840万円は、地域再生プロジェクト事業として展開する森町健康・福祉ふれあいプロジェクトに係る補助金でございます。

続いて、款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節1土地売却収入の1,490万6,000円は、駒ヶ岳火山砂防事業による売り払いが主なものでございます。

続いて、12ページ、13ページですが、款18繰入金、基金繰入金の担い手育成支援事業の694万3,000円の減額は、制度の変更で基金に積み立てるのではなくて国営畑地帯総合土地改良事業の償還金へ直接充当することになったものでございます。同じく基金繰入金の9,340万9,000円は、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

続いて、款20諸収入で雑入の1,625万2,000円は、国道5号線拡幅工事による立木補償、また消防学校と滞納整理機構への職員派遣に係る負担金、また公有建物災害共済金が主なものでございます。

続いて、款21町債ですが、それぞれの事業費の確定により増減額を補正しようとするものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお開きください。歳出ですが、まず各款、項、目ごとに燃料費の増額補正がありますが、これらは当初予算に比べ各燃料単価が上昇したことが起因となっております。また、10月より臨時職員の単価を改定したことにより所要の増減額を賃金として計上しております。この2点につきましては説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費の節2給料から節4共済費までの減額は、現時点での執行精査によるものでございます。

同じく目9防災対策費の節15工事請負費と節18備品購入費は、事業内容を精査した上で節区分の変更をしようとするものです。

続いて、16ページ、17ページですが、同じく目11諸費、節24投資及び出資金の47万円は、森林組合の広域合併に伴い事前に出資金の増資を行おうとするもので、既存の3万円と合わせて総額50万円にしようとするものです。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費の268万円は、燃油の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

同じく目3社会福祉施設費、節11需用費の198万6,000円は、各地域会館の機能や緊急避難施設としての機能充実を図るため、年次計画をもって緊急性の高い箇所から修繕を行おうとするものです。また、節18備品購入費も同様に順次更新整備を行おうとするものです。

同じく目4老人福祉総務費、節20扶助費の100万円は、福祉タクシーの申請が増えてきたことから増額をしようとするものです。同じく節28繰出金は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計への所要の繰り出しを行おうとするものです。

同じく目5障害者福祉費、節20扶助費の3,650万円は、医療給付対象者の増によるものです。

続いて、18ページ、19ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費の2,961万1,000円の減額は、子ども手当の支給額の変更や対象児童数の精査による減が主なものでございます。

続いて、20ページ、21ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健事業費の節8報償費から18節備品購入費までは、歳入でも触れましたが、北海道の地域づくり総合交付金を活用して森町健康・福祉ふれあいプロジェクトを展開するため所要の経費を計上したものでございます。資料ナンバー6を添付しておりますので、ご参照願います。

同じく目6病院費、節19負担金補助及び交付金の1億4,698万7,000円は、国保事業会計への補助金を計上したものです。

同じく項2清掃費、目3清掃施設費、節11需用費は、燃料単価の増嵩に対応するため修繕料の執行残経費を燃料費に振りかえをしようとするものでございます。

続いて、款6農林水産業費、目5農地費、節25積立金の1,116万8,000円の減額は、歳入でも触れましたが、担い手育成支援事業助成金の制度が変わり、基金への積み立てをやめて直接国営駒ヶ岳総合土地改良事業の償還金に充当しようとするものです。

続いて、22ページ、23ページ、項3水産業費、目1水産業総務費、節28繰出金は、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

同じく目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金の90万円は、掛瀬漁港事業負担金の増額によるものです。

同じく目3水産施設管理費、節11需用費の136万円は、堆肥化施設のホイールローダーの修繕が主なものでございます。

続いて、24ページ、25ページの款7商工費、項1商工費、目2観光費、節15工事請負費の27万8,000円は、道道森インター線に道の駅の標識を設置しようとするものでございます。資料ナンバー7を添付しております。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路橋梁新設改良費、節15工事請負費の1,000万円の減額は、事業内容の精査のため翌年度以降の実施にしようとするものです。

続いて、26ページ、27ページの項4港湾費、目1港湾管理費、節19負担金補助及び交付金の森港改修事業負担金の5,550万円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

同じく項6住宅費、目1住宅管理費、節11需用費の120万円は、町営住宅の修繕が増えてきたことに対応しようとするものでございます。

続いて、28ページ、29ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費の66万6,000円は、国道5号線拡幅工事に伴い赤井川小学校の門柱、看板等の移設を行おうとするものでございます。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費の240万6,000円は、砂原中学校の高圧キュービクル取りかえと電気系統機器の取りかえが主なものです。

続いて、30ページ、31ページですが、項5社会教育費、目2公民館費、節11需用費の修繕料ですが、公民館の各部屋のコンセントスイッチの取りかえ、それからトイレの修繕経費を計上したものでございます。同じく節12役務費の手数料は、森、砂原両公民館の特殊建築物定期検査、これに係る経費を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。事項別明細書8ページから35ページまで、歳入歳出一括で行います。

○15番（黒田勝幸君） まず、1点目ですけれども、26ページの商工費の15、工事請負費、いわゆる道道インターチェンジの道の駅の看板の設置でございますけれども、きのう質問させてもらったのですけれども、この資料を見ました。ここで27万8,000円を計上しております。それで、看板の形態はきのう言いましたけれども、5号線にある表示している看板かなと、こう見ておりました。それで、そういうことなのかどうかということと、私がきのう一般質問の中で言ったことに対して町長が答弁で、それは800メートルあるから看板も

あったほうがいいですよという答弁もありましたので、町長はすごく発想のいいユニークな方でありますので、何かしらアイデアを凝らした看板でも立ててもらえるのかなと、こう思ってあったのですけれども、今日この補正の資料を見ますと5号線にある看板と同じなのです。わかればいいのだから知らないけれども、これが一般的、国道、道道にあるのがこういう表示のものだということだと思えるのですけれども、どうなのでしょうね。看板自体がこれでいいのか。もう少し大き目な、派手という言葉はあれですけれども、看板を見てつられて森町を見てもらえるような、道の駅に寄ってもらえるようなアイデアを凝らした看板もあるのかなと、こう思っているのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） お答えいたします。

それでは、資料ナンバー7を参考いただきまして説明いたします。本工事は、森インターをおりてきた方々へ道の駅「YOU・遊・もり」、そして市街地への誘導標識として設置いたします。設置箇所はインター線、国道交差点300メートル手前にあります道道標識柱へ添架させていただくものであります。今黒田議員からございました標識、もっと違うものがあるということでしたが、とりあえず今の段階で一般的な道路標識ということでこの道の駅、イメージであります、イメージのこのものが、これは北海道開発局、全国でしょうか、道の駅のシンボルマークになっております。これを見ると一目運転している方は、道の駅があるのだなとすぐわかっていただけるのかなと、そう思ってこのイメージをさせていただきました。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 今の5号線にあるのと同じだということは今言いましたけれども、これについて町長はきのうの答弁を含めてこれでいいのではないかと考えているものか。これは、看板を設置するということは、町長は当然これ知っていると思うのです。町長の許可を受けてこれやっていると思う。補正組んでいると思いますので、その辺はいかがですか。

○町長（佐藤克男君） きのうお話ししたばかりのことですから、まだこれには反映していませんので、これとは別のものを考えたいなと、そのように思っております。

○15番（黒田勝幸君） 次に、21ページです。いわゆる病院に1億4,600万補正、毎年のようにこの時期にこういう数字が出てくるということでございまして、資料請求いたしました説明の資料をいただきました。これも本当に患者さんが減る一方で、ブレーキとか、とまること、歯どめがないのです、これを見ると。いわゆる4月から9月までの実績がありますよね。町長は、きのう一般質問の中でもおっしゃっていましたが、先生が、問題はお医者さんがあれなのですと。それで、現在常勤は3名であると。そして、来年の4月までには2名の方が来てもらえることになっていきますよと。そういうものがそろってからの今度営業にかかわってくるのかなと、そういうことですね。

町長がいつも言う運営と経営というお話、いわゆる病院会計は企業会計になっています

けれども、行政が運営していると。そういうようなものだから、どうしても安易な気持ちがあるのかなと。先生を初め看護師さん、すべてのスタッフがそういう感覚なのかなと。この患者さんが減って収入が減るということは、私も町立病院にかかっていますから、やはり患者さんの話を聞くと毎度先生がかかわると、これが一番患者さんにすると不安でもあるし、定着しない原因ですよね。だから、町長の言った2名増えて5名体制になります。それでも1名足りないのです、森の病院の規模とすると。それでも何とか4月からは幾らか患者さんも増えて定着してくるのかなという期待感もありますけれども、まず本当にこれからだと町長は言うのだけれども、先生だけの数の問題でしょうか。それ以外にもいろいろあるのかなと、こう私は思っております。その辺、町長、やはり一般の方々からも聞くと思うのです、病院に対してどうだとかこうだとか苦情はあると思うのです、直接。どのように考えていますか。

○町長（佐藤克男君） 当然そういう意見が出るだろうなと思っていました。しかし、私から見て、きのうもお話ししましたがけれども、運営の状態がまだ定まっていないと。体制が整っていない。その中では起こるべくして起きた状態だなと。医師もやめていってしまう。ですから、患者さんもここだったらもうだめだなと言って、そして町の病院に行くと先生はかわらないと。ですから、自分のいつもあれで診てくれるというようなことでそこに行ってしまうという悪循環が今までずっときているわけです。その中で今回来ていただくお医者さんに対しては、前とは違って長くいてもらおうと、また長くいたいのだということを確認しております。その中で1月から来ていただくお医者さんについても、私もお会いさせていただきましたけれども、経歴を見ても四、五年はいてくれる、どこに行っても四、五年はいるお医者さんでございまして、奥さんも4月から来るということですので、そうすると当然体制が整ってくるいろいろな仕掛けができます。今、日曜日については町の医者のところにもうほとんどお願いしております。そういうものも町立で大部分をできるようになると。そうすると、その人も町立のお客様になるでしょうし、またできることならば5時から8時まで、この間を診療をする。そうすると、そのお客様も固定客になってくるだろうというようなことでいろんな集客というか、患者さんはお客様ということで見た場合、集客する方法はあろうかと思えます。

しかし、それは今までは全くできなかった。そして、きのう川村議員が言ったようにいろんなストレスから患者さんと、それから看護師さんがもめたり、そういうこともあったと。少し余裕が出てくると、そういうものも私は少なくなっていくのだろうと、そういうふうに思っております。ようやく医師も来てくれる。来るのにも中の設備を見て最新鋭の設備ですねというようなことで、非常にお褒めの言葉をいただきながら、そして医師が看護師さん、スタッフの方たちも非常によく教育されていますねと、私もこの耳でじかに聞いて、まだまだ本当はそうではなくて、このたびその先生が来るので、事務長も各スタッフの中に愛想よくやってくれというようなお願いをしたものだと私は思いますけれども、そういうことで私は今の患者さんの減少もかなりこれはとまるだろうと、また逆に増えて

いくのではないだろうかと期待をしております。

そういう意味で、今後そういう体制が少しずつ整ってきた時点で議員の皆様にも森町の町立病院、ぜひかかっていたきたい。そして、やはりこれは役場の職員も、そして森町の議員も議会も、そして町民の皆さんにもいろんな角度からお願いして、町立病院にかかってくれというお願いをしながら、そしてこの経営状態をよくしていく。私は、決して赤字でいつまでもいくのではなくて、民間企業では黒字になっているところがたくさんあるわけですから、やり方によっては今の赤字ではなくて、この赤字額をかなり減らせるのではないかなと、そのように思っております。今後この体制が整ってきたなと思うところで、いろんな経費削減の問題について、これを入れていかなければいけないと、そのように思っております。少しずつ今段取りができてきたかなという思いでおります。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 今町長のお話を聞いていると、今度来てくださる方も今までの過去の経歴を見ると5年、6年いるような先生なので、恐らく家族も伴ってくるから長くいてもらえるのではないかというお話ありましたけれども、今までの先生もみんな森が大した気に入っていいところだと、長くいようとしゃべっているのです。ところが、もう2年か、せいぜい3年ぐらいの周期でいなくなるわけ。常にそうでしょう、町長知っているとおあり。何が原因かわからないけれども、そして残っているのは従来の先生だけなのです。新しい人が入れかえしているのです。だから、何が原因があるのかなと、こう思いますよね、患者にすると。ですから、やはり根本的なことを解決しないと、何ぼいい先生が来ても幾らもしないでやめてしまうと。だから、なかなか町長の言うような経営が軌道に乗らないと。そうですよね。

町長、この間3年になりました。これは、町長の公約で何とかしなければならぬと。そうですよね。これが一番の問題ですよね。ところが、3年たってもこういう調子で、来年2人来るといふから、それはそれでいいのだけれども、問題は来た先生が長くいてもらわないと意味がないわけだ。私もずっと町長に勧められていって、喜んでやっているわけです。そして、木島先生やめられまして、今松村先生かな。この方も今16日にやめます。そうすると、全く患者にしたら困ってしまうわけだ。だから、やはりその辺を町長、本当に病院も含めての全体の代表者でありますので、何とか先生たちが長くいるような環境づくりをしなければ経営自体もうまくいかないのだ、これ。そうですよね。私が言う前に町長は重々知っていると思うのだけれども、やはり今度新しい先生が来たら本当に長くいてもらうようにしっかりやっていただきたいなど、こう思っているのですけれども、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） これは、確かに森町の非常に大きい問題がこの病院であります。この財政的なものも含めて大きい問題であることは確かです。今私ももう少し早く何とかなるかなと思いましたが、函館から本格的な事務長さんに来ていただいたり、そしてまたその中でほかのお医者さんに来てもらいました。いろんな問題があつて事務長さん

はやめていってしまう。また、その事務長さんと仲よかったお医者さんもやめていってしまうというようなことで、つまずきありましたけれども、今後またいろんな方法を考えながらやっていきます。とにかく議員の皆さんもあんなところだめなところだというようなことではなくて、ぜひ協力を私はしていただきたいと、そのように思うわけでございます。函館でなければいけない診療もあるでしょう。でも、そういう薬だとかそういうことであれば森の病院でも十分できるわけでございます。また、友人、知人ももし体の調子が悪いといったら、森の国保に行ってくれというようなことで皆さんからもお願いをしてもらいたい。それが私は、この病院をただ町長一人だけで何もできません。こんな私はスーパーマンでも何でもありません。ですから、私一人で何かできるのではなくて、皆さんの協力を得て、そして初めて私はできるのだと。もちろん松前もそうでございます。松前も1年、2年であんなふうになったわけではないのです。ご存じのように10年がかりでようやくあのスタイルに持っていったわけでございます。今森町も本当に苦しんで、そしてやっているということはもう議員ご存じのとおりでございます。これは、中にいるスタッフも相当意識改革もできてきました。私が来たときとは比べようもないほどできてきました。ですから、そういう意味でもう一息、二息、三息、これを努力していかなければいけない。私は、あと2年はかかるのではないのだろうか、そのように思っております。でも、5人でも、またもう一人、何とか6人を常時置けるように努力していかなければいけないと、そのように思っております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 1つは、総務課長なのですけれども、26ページと27ページなのですが、款8土木費の住宅費、これその他に使用料、手数料とありますけれども、事項別に使用料、手数料とないので、これどこか諸収入か何かの間違いではなかろうかなと。もう一回精査してお答えください。

それと、18、19ページの3、民生費、2の児童福祉費の3の保育所関係でございます。7番の賃金でございますけれども、多分代替保育士というのは産休か何かの賃金かなと思いますが、あと保育費ありますけれども、これらの金額がちょっと多いので、どこの保育所関連か、その辺とそこの対象児童、幼児の数と保育士の数をちょっとお知らせ願います。

○総務課長（片野 滋君） お答えいたします。

私の説明不足で申しわけございませんでした。まず、34ページをごらんいただきたいと思えます。公債費の特定財源のその他のうち、住宅使用料をここで減額した分を26ページの住宅管理費に充当したということでご理解をいただきたいと思えます。

○住民生活課長（竹内 明君） 保育士の賃金の関係でございますけれども、今回補正させていただきました年休代替保育士等の賃金412万5,000円につきましては、どこの保育所ということではなく5つの保育所に係る人件費でございます。年次有給休暇の取得や病気休暇または特別休暇に係る代替等でございます。また、障がい児の保育につきましても各保育所、保育しております。保育延長に係る部分についてもパート、臨時職員の配置をし

ていることで今回増額補正させていただきました。なお、臨時の保育士17名、パート39名、56名に係る人件費でございます。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 一応この保育所の関係は、行財政大綱の対象にもなっている3事業のうちの一つになっているわけなので、今お聞きしますと年休とかというのは、これから発生をするということなのですか、それとも既にそういうことで終わったということなのでしょうか。いろいろ運営については、良好な保育運営をするということは父母の願いですので、その辺の人数等々にはそれなりの保育士が必要かと思えますけれども、できれば各保育所の数が今季節も入れて9個あるわけでありましてけれども、これらの先生方の、保育士方の運用というか、その言葉を悪く言いますと余裕のある保育所もないわけでないと思うので、それらの運用というのは考えられないのですか、その辺をお願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） 今回補正させていただきました代替保育士賃金等につきましては、当初予算にも組み込まれておりますけれども、それを支出しておりますわけですが、今年度末までの足りない分として補正させていただきました。なお、例えば保育士に限らず調理師等も含めまして、各保育所の代替に充てる職員は保育所の垣根を払いましてお互いに職員の行き来はしている状況でございます。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） あと残り3カ月しかないのです、1、2、3。それで、年度途中でこれから使用するということのように思いますが、これらの部分についてやっぱりきちんとした運営管理が必要だと思うのです、私は。そういう意味で、先ほど言ったように行財政大綱の中でも民間移管を云々くんぬんという話が出ているわけなので、その辺をきちんと踏まえた上で各保育所に対しての運営経営的なものを構築すべきだと、そういうふうには私は思っていますが、もう一度お願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） 各保育所の保育士等につきましては、かなりの数が在籍しております。その中で今回400万ほどの補正を組むことになったわけですが、例えば1時間の保育延長に係る部分につきましても臨時保育士2名使った場合は年間通しますと300万程度になるわけでございます。そういうもろもろの積み上げをいたしました結果、補正ということになっております。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） 先ほど黒田議員の質問しました病院事業の衛生費の部分の21ページです。そこに対してのちょっと基本的なことでお伺いしたいのですが、先ほど町長の答弁の中で松前病院の黒字化ということでのこれから議会としても病院というものの経営に関して抜本的な改正、改革というもの、これは当然避けて通れない問題だと思います。その中で、松前病院の黒字化というものでも一番の大きな要因としての公営企業法の一部適用から全部適用にしているのだよと、そういうものが現実ありますので、これから特に来年度から公会計方式も正式に導入されてくると思います。そうした場合に、収益の

絡む部門というものは公営企業法の適用になっている部署が町内にもあります。水道事業、下水道事業、そういうものがありますので、その辺の絡みもひっくるめて、そういう部門というのは最終的には独立採算と、これが理想の形態だと思います。そうした場合に、これから議会としても審査、調査していく、そういうもので病院を手始めとしまして、この公営企業法の現在町立病院がどこまで適用しているのだよと、また全部適用させるためにはどういう体制をとっていかなければならないのだよと、これ今返答せいと言ってもできないと思いますけれども、できる限りの資料というものを用意して、そして議会のほうにも示してほしいと思いますけれども、その辺の考え、どういう考えを持っているかお聞かせ願いたい。

○町長（佐藤克男君） 当然独立採算制にするためには、公営企業法の全部適用は、これは一つの方法だと思います。ですけれども、先ほど来お話ししているようにまず体制を整えなければ、そういうものに移行することもできない。松前も当然体制を整えてからそういうものに移行していったわけです。その間、松前でのご苦労も私は随分お話を聞きました。やはり10年近いものをかけてあそこまでいったのだと、一朝一夕でいくものではないと、これは松前の町長からも私は言われています。何度か松前の事務長にも連絡を入れながら、いろんな方法を話を聞いておりますけれども、これは当然まず体制を整える。今いる院長先生が松前に来て、そしてあの先生は指導医ですから、その先生を頼っていろんなお医者さんが来て、その中で医師が本当に足りて、そしてかなり……看護師はまだ足りない。ですから、出稼に対しても頼んでいるのだというようなことをおっしゃっておられました。しかし、医師については今は大丈夫だと。ただ、今は医師の人件費を減らすためにそういうことを考えていると。これにくるまでに大変ご苦労なさったと。また、このお医者さんなら森にやってもいいよというお医者さんがいましたけれども、その方の年収は4,000万だったのです。ですから、我々もやっぱり考えながらそういう独立採算、最終的には独立採算というものを目的として、そして進めていく。そのためには、まず体制を整えなければいけない。これは、きのうも川村議員から両方一緒にできないのかということなのですけれども、これは両方一緒にやったらパンクするだけでございます。ですから、今は体制を整えることに集中して、そしてそれからうまくなってきてから、そしてこの独立採算にどういう形になるかわかりませんが、独立採算というような方法に持っていきたいなど、私はそのように考えております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） ちょっと私の聞いている中で、今現在適用されている一部適用の部分と将来的に全部適用する、その部分がどの程度というものの資料というものを作成してもらいたいなど、そういうことなのですけれども、これからいろんな各多方面から検討していかなければならない大問題だと思いますので、この辺の資料の作成というものをぜひお願いしておきたいなど、そう思いますけれども、よろしくお願ひします。

○町長（佐藤克男君） それについては、随時そろえていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。
3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ118万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,751万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明いたします。款3国庫支出金から3段目の款6道支出金までは、歳出のほうで出てまいります後期高齢者支援金に対する国、道支出金が主なものとなっております。

また、一番下段の款8繰入金、項1一般会計繰入金は、人件費や物件費の増額に充てるために繰り入れようとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出に入ります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費や、また節7賃金は額が確定したり、また賃金の単価改定によ

り補正するものでございます。

次に、款1総務費、項3運営協議会費の節1報酬の増額は、国保運営協議会1回分の開催経費や委員の研修会参加実績に対し、増額補正をしようとするものでございます。

次に、款1総務費、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費や目2医療費適正化特別対策事業費の共済費や、また賃金につきましては保険料率の改定や賃金単価の改定により補正するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、節19負担金補助及び交付金45万5,000円の増額は、平成23年度分の納付金の額が確定したため補正するものでございます。

次に、款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、節12役務費13万2,000円につきましては、レセプトの電算化に伴い国保総合システムが今年度より始まり、国保保険者ネットワーク負担金を払うようになりましたが、回線通信料も負担金に含まれるものと解釈しておりましたが、これが含まれないということが判明したため今回補正をさせていただいたものでございます。

最後に、款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料34万4,000円の補正は、平成22年分の特定健診に係る国、道負担金の精算分を償還しようとするものでございます。

以上、森町国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページから11ページまで、歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第9号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第9号の説明をさせていただきます。

本案は、平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億9,952万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入についてでございますが、款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料、節1現年度分31万8,000円の減額は、後期高齢者医療制度におきまして当該年度の保険料が翌年度の4月、5月に納付された分については翌年度に広域連合に納付される保険料の財源として繰り越すことになってございます。今回は繰越金として41万9,000円を補正させていただいておりますが、そのうちの31万8,000円は前年度分の保険料であるため、今回の繰越金から31万8,000円を後期高齢者医療広域連合納付金として納める保険料の財源として充てるため、本項目の保険料を減額しようとするものでございます。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は職員の人事異動によるものであり、目2保険基盤安定繰入金18万9,000円の増額は平成23年度分の保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出に入ります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当18万4,000円の増額は、10月の人事異動に伴い補正するものでございます。

また次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の節19負担金補助及び交付金18万9,000円は、平成23年度保険基盤安定負担金の額が確定したため増額分を補正するものでございます。

以上、森町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページから7ページです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第10号について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ524万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億5,903万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。款4国庫支出金、項1国庫負担金から一番下段の款6道支出金、項1道負担金までにつきましては、歳出のほうで出てまいります保険給付費の増額に対しましてルールに基づき補正しようとするものでございます。

次に、6ページのほうをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1介護給付費繰入金の45万4,000円は、保険給付費に対するこれもルールに基づく町負担分となります。

次に、目3地域支援事業繰入金、節1地域支援事業繰入金の63万2,000円とその下の目4その他繰入金の節1職員給与等繰入金97万8,000円は、人事異動に伴う人件費分を繰り入れしようとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料、節3職員手当、節4共済費は、10月の人事異動により額の不足が見込まれるため補正しようとするものでございます。

次に、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費の目3地域密着型介護予防サービス給付費、また目5介護予防福祉用具購入費、目6介護予防住宅改修費の補正は、それぞれサービス給付費の不足が見込まれるため補正しようとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。2段目、款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費の目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正につきましては、これも10月の人事異動に伴い補正するものでございます。

また、下段の目4任意事業費、節20扶助費は、介護用品支給事業費に不足を来す見込みとなったため補正しようとするものでございます。

以上、森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長(野村 洋君) 日程第13、議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(釣 隆吉君) それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に298万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,399万8,000円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款3繰入金につきましては歳出でご説明いたします経費の財源へ充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節2給料から節7賃金までは、単価改定等により人件費を精査したものでございます。節11需用費の燃料費は、燃料価格の上昇による不足分、それから修繕料に関しましては施設の給水管及び暖房循環ポンプ等の修繕をしようとするものでございます。

続きまして、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節4共済費、節7賃金は単価改定による人件費の精査でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第11号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長(島倉秀俊君) それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ760万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,433万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明したいと思います。まず最初に、歳出のほうからご説明したいと思います。6ページをお開きください。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節11需用費の73万4,000円につきましては、ウロ処理に係る各種薬品代でございます。節13委託料の686万8,000円につきましては、乾燥業務委託料はウロの乾燥量の増加に伴うものでございます。また、ウロ貯蔵槽処理業務委託料の601万8,000円につきましては、8槽に分かれております貯蔵槽内の1槽のウロを焼却処理するものでございます。説明資料のナンバー8を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。なお、この1槽分の処理費用につきましては、昨年度は施設運営調整基金からすべて繰り入れて充てておりましたが、今年度につきましては処理費用の全額を基金からの繰り入れで賄うことが困難なため、費用の一部を森、鹿部、両町からの追加負担により処理するものでございます。

それでは、歳入をご説明いたします。4ページに戻っていただきたいと思います。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金の188万2,000円につきましては、先ほど歳出で説明いたしましたウロ貯蔵槽処理委託業務の費用の一部として鹿部町から追加負担していただく分でございます。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の360万2,000円につきましては、ウロ処理に係る薬品類の消耗品と乾燥委託業務及びウロ貯蔵槽処理業務委託業務の費用の一部を基金から繰り入れするものでございます。

続きまして、款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、ウロ貯蔵槽処理業務委託の費用の森町の負担分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第12号に対する質疑を行います。

○3番(宮本秀逸君) 基金は、そうしたら幾ら残るのですか。残らないことになるので

すか。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

最終的には、12月末の補正の最終的な残額でございますけれども、238万9,413円でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

○3番（宮本秀逸君） 基金の残高ですよ。もう一回、済みません。

○水産課長（島倉秀俊君） 基金の残高238万9,413円となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（成田研造君） 議案第13号についてご説明いたします。

平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

第2条、平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額9億6,805万2,000円に1億4,698万7,000円を補正し、11億1,503万9,000円とするものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額10億7,623万3,000円を3,025万4,000円に減額し、10億4,597万9,000円とするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、平成24年度の院内清掃業務委託に係る債務負担の設定でございます。

第4条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものがございます。企業債償還利息支払金、既決予定額4,016万8,000円を5万9,000円減額し、4,010万9,000円、経営健全化補助金、既決予定額3,438万6,000円に1億4,704万6,000円を補正し、1億8,143万2,000円とするものがございます。

2ページをごらんください。事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額1億4,698万7,000円は、経営健全化補助金等でございます。

次に、3ページの支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費3,869万5,000円の減額補正は、当初医師1名採用する予定でありましたが、このたびの補正予算編成時に医師の確保が見込まれなかったと、このことにより減額するものがございます。

目3経費、補正予定額850万円は、応援医師に対する報償費でございます。

項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費の減額補正は、企業債の確定により減額するものがございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第14号 平成23年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,389万6,000円から550万円増額し、収入総額を2億9,939万6,000円にしようとするものがございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億246万5,000円から459万円増額し、

支出総額を3億705万5,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の200万円から50万9,000円減額し、収入総額を149万1,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の6,643万4,000円から50万9,000円減額し、支出総額を6,592万5,000円にしようとするものでございます。

第4条の債務負担行為につきましては、予算第5条に記載のとおり追加するものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益550万円の増額は、配水管の移設、設計、補償費として受け入れる負担金によるものです。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費325万5,000円の補正は、濁川地区取水流量計故障による修繕費用の計上によるものです。

同じく目2配水及び給水費132万6,000円の補正は、上水道地区、尾白内海岸線道路建設が年度内の実施に至らないことによる修繕費用の減と駒ヶ岳・赤井川地区配水管移設工事設計業務に係る委託料の計上が主なものです。

次に、6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1負担金、目1負担金50万9,000円の減額は、上水道地区消火栓設置工事に伴っての精査によるものです。

支出につきましては、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費50万9,000円の減額は、消火栓設置工事による精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第15号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正

予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の支出につきましては、既決予定額の4億1,265万1,000円を383万6,000円減額し、支出予算総額を4億881万5,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の収入につきましては、既決予定額の2億352万2,000円を658万円減額し、収入総額を1億9,694万2,000円に、支出につきましては既決予定額の3億8,695万9,000円から1,089万5,000円減額し、支出総額を3億7,606万4,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の1億1,210万円を1億700万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5減価償却費170万6,000円の減額は、平成22年度の建設事業の資産評価により23年度の減価償却額が確定したことによる減額であります。

次に、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費218万5,000円の減額は、利率の確定や一時借入れ見込みがなくなったことによるものです。

続きまして、6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債510万円の減額は、下水道管渠工事実施のために国より借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものでございます。

次に、款1下水道事業資本的収入、項2国庫補助金、目1国庫補助金500万円の減額は、事業の執行精査による補助金の減額によるものです。

次に、款1下水道事業資本的収入、項3受益者負担金、目1受益者負担金352万円の増額は、受益者から納付を受ける負担金の一括納付等の促進によるものです。

続きまして、資本的収入及び支出の支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費1,089万5,000円の減額は、補助事業の精査による工事請負費1,000万円が主な内容となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第17、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第18、意見書案第1号 看護師・介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護・地域医療の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第18、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第19、意見書案第2号 公契約法の制定を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第19、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第20、意見書案第3号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第21、意見書案第4号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第22、意見書案第5号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第23、意見書案第6号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第24、意見書案第7号 消費税率引き上げ・年金改悪に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第25、意見書案第8号 泊原子力発電所1・2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第25、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第9号

○議長(野村 洋君) 日程第26、意見書案第9号 並行在来線の「経営分離」の強行をやめ運行方針の作成を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第26、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第27、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第119条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第27のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第28 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長(野村 洋君) 日程第28、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会

通年議会等の実施要綱第7条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして第2回森町議会定例会12月会議に付議されました議件の審議はすべて終了しました。

よって、平成23年第2回森町議会定例会12月会議を終了いたします。

休会 午後 4時20分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員